

平成16年第4回佐渡市議会定例会会議録（第3号）

平成16年9月14日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成16年9月14日（火）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（59名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	白杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
14番	大谷清行君	15番	小田純一君
16番	末武栄子君	17番	小杉邦男君
18番	池田寅一君	19番	大桃一浩君
20番	中川隆一君	21番	加藤真君
22番	岩隆寿君	23番	高野庄嗣君
24番	羽入高行君	25番	中村良夫君
26番	石塚一雄君	27番	若林直樹君
28番	田中文夫君	29番	金子健治君
30番	村川四郎君	31番	野正道君
32番	名畑清一君	33番	志和正敏君
34番	金山教勇君	35番	白木善祥君
36番	渡邊庚二君	37番	佐藤孝君
38番	金光英晴君	39番	葛西博之君
40番	猪股文彦君	41番	川上龍一君
42番	本間千佳子君	43番	大場慶親君
44番	金子克己君	45番	本間武雄君
46番	根岸勇雄君	47番	牧野秀夫君
48番	近藤和義君	49番	熊谷実君
50番	本間勇作君	51番	祝優雄君

52番	兵 庫	稔 君	53番	梅 澤	雅 廣 君
54番	竹 内	道 廣 君	55番	渡 部	幹 雄 君
56番	大 澤	祐 治 郎 君	57番	肥 田	利 夫 君
58番	加 賀	博 昭 君	59番	岩 野	一 則 君
60番	浜 口	鶴 藏 君			

欠席議員（1名）

13番	廣 瀬	擁 君
-----	-----	-----

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 野	宏 一 郎 君	助 役	大 竹	幸 一 君
収 入 役	渡 邊	幸 君	総務課長	親 松	東 一 君
市民課長	清 水	紀 治 君	企画情報課長	齋 藤	英 夫 君
建設課長	佐 藤	一 富 君	水道課長	植 野	研 一 君
農林水産課長	斉 藤	博 君	観光商工課長	齋 藤	正 君
財政課長	浅 井	賀 康 君	社会福祉課長	熊 谷	英 男 君
環境保健課長	仲 川	正 昭 君	医療課長	木 村	和 彦 君
会計課長	粕 谷	達 男 君	農業委員会事務局長	渡 辺	兵 三 郎 君
教育委員会学校教育課長	古 田	英 明 君	教育委員会生涯学習課長	松 田	芳 正 君
教育委員長	豊 原	久 夫 君	教 育 長	石 瀬	佳 弘 君
選挙管理委員会委員長	林	千 隆 君	選挙管理委員会事務局長	仲 川	敏 明 君
消 防 長	加 藤	侑 作 君	両津支所長	佐々木	文 昭 君
相川支所長	大 平	三 夫 君	佐和田支所長	中 川	義 弘 君
新穂支所長	末 武	正 義 君	畑野支所長	宇 治	秀 三 郎 君
真野支所長	逸 見	政 義 君	小木支所長	菊 地	賢 一 君
羽茂支所長	青 木	典 茂 君	赤泊支所長	中 川	逸 郎 君
代 監 査 委 員 長	清 水	一 次 君			

事務局職員出席者

事務局 長	佐々木	均 君	事務局次長	山 田	富 巳 夫 君
-------	-----	-----	-------	-----	---------

議事係長 中 川 雅 史 君 議事係 松 塚 洋 樹 君

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員は58名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（浜口鶴蔵君） 日程に従いまして、これより一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔をお願いいたします。

順位に従いまして浜田正敏君の一般質問を許します。

浜田正敏君。

〔12番 浜田正敏君登壇〕

○12番（浜田正敏君） おはようございます。3月1日の国の財政破綻を背景に、歴史を変える念願の一島一市、期待と不安を抱え佐渡市誕生、それも吸収合併でなく対等合併という全く新しい立ち上げからのスタートで混乱の中、5月の臨時議会、そして6月の定例会、支所機能の積み上げの中で大変な半年であったと思っております。市長始め、執行部の方々に最初に敬意と感謝を申し上げます。ご苦労さまでした。

それにしても、ことしの大型台風は特別でありました。それも続いて三たびであり、被災者の方々には心からお見舞いを申し上げます。被害は全島に及び、中でも特に旧相川地区は壊滅的な様相であります。できる限りのご支援をお願いします。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い私の一般質問を行います。平成3年の121万人をピークに右肩下がりに落ちてきた佐渡観光もことしは70万を割らなければいいかと心配をされております。悲痛な思いの観光業者の声を聞きます。数々の原因が考えられますが、交通アクセスにおいては、一周道路の改良と国道バイパスの促進、佐渡空港の整備、そして避けて通れないのが海の国道である佐渡汽船であります。佐渡汽船を招致している方々と申しますか、島の政治、経済、行政にかかわっている方々と申しますか、佐渡と佐渡汽船の関係が余りにも深いゆえなのか、佐渡の方々は佐渡汽船の問題を民間企業の問題であると言って、避けてきたと言わざるを得ません。長い間経営に問題がありながら、俎上にのせることもなく、放漫経営とも言える状態を看過してきたことが今日の経営危機を招いたのであります。

8月16日に市長と議長が佐渡汽船の増便に関する決議を持って佐渡汽船に行かれたわけですが、8月21日付の返答において、ことしの輸送状況は8月20日現在でマイナスの3.59%、車両はマイナスの0.93%、今後の予約はマイナスの0.61%と非常に厳しい状況が続いていることと、原油の高騰による燃料費の増大を上げて、要望の減便の復活については大変困難であるとのことですが、過去の落ち込みと比べてそんなに大きい落ち込みなのか。落ち込みはこれとまるのか。また、あらゆる経費の削減とあらゆる対策を講じているとも言っています。削減も対策も後はないとのことなのではないでしょうか。市長も議長もどんな思いで行かれましたか。想定された返答でありませんでしたか。よいときに体力をつけずして、逆に過去の負の遺産を引きずっての余裕のない再建計画であったと言わざるを得ません。これ以上のサービス基準の見直し、すなわちダイヤの改正はないと思われませんか。大丈夫なのではないでしょうか。

私は、情報の公開をして、経営の問題を精査し、再建計画を立てずして、島民の理解と協力を得ることはできないし、またこのことを明らかにしないと、現在の経営者と社員の苦勞も報われないのではないかと

と思っております。社員も島民も悪くはない。代がわりの遅れた数十年の長期政権の高度成長型経営者に経営責任がある。しかも、佐渡汽船は昭和7年当時越佐間に3社あった航路事業者を共倒れの危機から救うため、佐渡汽船の前身である佐渡商船が他の2社を吸収合併し、新会社の総資本の約半分は既設3社の現物出資と一般公募で、残る50.36%を新潟県が出資する第三セクターであります。数名の役員を派遣してきた新潟県にも株主責任と経営責任があると思いますが、いかが認識されますか。

国の規制緩和の中で、平成11年6月4日、海上運送法の一部改正案が成立、12年10月1日施行となりました。このことは、海上運送業者への新規の参入の自由化がされたのであります。しかし、平成11年10月22日付で佐渡汽船から生活航路の指定区間、すなわち佐渡航路に他の海運会社の参入を防止するための陳情を受け、これを市町村長が認めたわけですが、今度はこれを一部解除してほしいとのことで、減便が許されたわけです。今改めてどう認識していますか。

新聞にも掲載されていましたが、佐渡航路のサービス基準を見直すための北陸信越運輸局長の私的懇談会が15年2月18日、3月10日、3月28日、5月7日の計4回開催され、佐渡からは両津市長、小木町長、赤泊村長が出席され、開催されてきました。佐渡汽船の経営の苦しさは何をもって判断するのか。経営状況を精査する必要があるといった意見もありました。指定区間を受けて3年たたないうちに、経営が苦しいから減便をお願いしたいとばかりを言っていますが、市長は内容を承知していましたか。

最後に、島民の生命、財産を守る消防であります。市町村合併は対等合併であるが、消防は一部事務組合に吸収合併されたのではないのか。そんな偏見を持っていますが、それはともかく消防本部については、今年度から18年度まで3カ年間で25億余りの巨費を投じて建設されることになっており、16年度は地質調査ということですが、とかく役所の仕事には計画から実行、そして完成の暁には現場と合わないといったものが時々見受けられます。これは、実態の正確な把握と計画から実行までの間の状況変化への対応、すなわち見直しがきちんと行われていない結果だと思えます。今回の本部の位置についても、両津、相川、そして南佐渡消防署が現在地に存続するのですから、その3消防署から15分圏内を除いた中心部に置くのがより効果的であり、適正なものと言えるのではないかと。また、そうすることによって支所等の施設の見直しも可能になると思えます。一部事務組合の計画が全島の視点を欠いたまま引き継がれたものだとすれば、大いに問題があるところであります。いずれにしても、現在のすべての計画について全島の視野に立っとう一度見直すことが何よりも肝要かと思えます。

これで1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 浜田正敏君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） おはようございます。それでは、浜田議員の質問に対して答弁申し上げます。

佐渡汽船の運行ダイヤについての質問でございました。佐渡航路運行ダイヤにつきましては、平成16年8月16日に佐渡汽船に減便復活の要望を行ったところであります。先ほど述べられたように、佐渡汽船としてはことしの輸送が減少し、大幅な減収になった。また、原油が高騰して、燃料費の増大を来し、減便の効果があらわれなかった。生かされなかったということで、減便の復活は17年度は困難な状態であるというふうな回答がございました。ご質問の今後さらなる減便の可能性につきましては、佐渡汽船として大

幅な経費削減等の経営改善に努力しているところであり、これ以上の減便はないものというふうを考えております。今後は、佐渡汽船の運行に対して、検討する検討会等を佐渡汽船と佐渡市で発足させ、佐渡の重要な交通機関である佐渡航路の利用について、市民の意見を取り入れ、利便性を考慮した運行となるようにしていきたいというふうを考えております。

さてそれから、生活路線の指定区間についてお問い合わせがございました。平成11年6月に海上運送法の改正により、大幅に自由競争を促進するというふうな発想で、規制緩和が行われました。しかし、離島の生活航路につきましては、利用者利益が損なわれないよう指定区間を設定して、一定のサービス水準を確保するためにサービス基準を定めて許可し、その基準以上のサービスを提供できる事業者が自由に競争できるというふうなことになったわけです。ご質問の佐渡航路に他の海運会社の参入を防止するために市町村長が推薦したものであるかどうかということですが、一部には当然そういう意識もあったのだろうと、その時点では推測する以外ありませんが、それと同時に過度な競争が行われることによって、佐渡などにつきましては、非常に夏場の輸送量が多うございますので、そのときだけのつまみ食いという形で不便な、あるいは採算に乗らないような便については、どうしても底上げしてサービスを提供しろというのが指定区間の意味合いであろうというふうに思っております。

さて、北陸信越運輸局長の私的懇談会につきましては、平成15年の2月有識者や関係者等から構成される運輸局長の私的懇談会、佐渡航路のサービス基準の見直しに関する懇談会が開催され、5月7日の第4回の懇談会においてサービス基準案が取りまとめられて、それを受けて新潟県知事にサービス基準改正に対する意見照会を行っております。その結果、新潟県から同意する旨の回答があり、北陸信越運輸局でサービス基準の改正について公示を行ったことは承知しております。3市町村長が交渉を代表して行い、その結果町村会で報告があり、我々も佐渡汽船をお呼びして話の内容を聞かせていただきました。もちろん懇談会には出席はしていませんが、そういう意味では内容について承知しておるということですが、後日議事の概要についてもお聞かせいただきましたが、佐渡汽船の経営状態や他航路のサービス基準を考慮しての改正だということを中心としておられたということでもあります。ただ、3年という短い間にサービス基準が見直されたということについては、当時観光客も大幅に減ったということはあるにしても、一抹の不信感が残ったことは間違いございません。

それから、新消防本部中央消防署の庁舎建設位置につきましてのご質問がございました。これにつきましては、新消防本部庁舎建設位置につきましては、合併協議会から旧佐渡消防事務組合にゆだねられ、組合運営委員会において、県道金井新穂線と県道多田皆川金井線が交わる皆川十字路の北側付近ということで合意されております。その後佐渡市が発足し、平成16年6月21日開催の総務文教委員会において、建設用地については幾つかのリストアップが指示され、現場サイドに将来の消防体制等の諸条件を考慮した位置を皆川地区に金丸地区を加えた2カ所とし、平成16年7月13日の総務文教常任委員会現地調査において確認をさせていただき、当初の場所である皆川地区の地質調査をさせていただきました。

選定の条件としましては、佐渡の将来を考慮して見据えた場所、市街地形成や連檐率の推移、人口減少等を見据えた場所であること、2番目に既設道路と計画道路へのアクセスのよさ、3、地震被害等の影響をクリアできること。同じく4番で、洪水、津波等による冠水のないこと、冠水がないことといえますか、比較的被害が少ないと見られる場所、5番目、上下水道管の対応能力、これも必要でございます。6番に、

防災用のヘリコプターの離発着が必要でございますので、障害物やそういうクレームの来ない場所ということが必要です。7番目に、農振区域除外、農地転用等用地買収が比較的可能な場所がよろしいのではないかと、それから8番目に、建築物の支持層となるN値が30以上の分布の有無がきっちりあることということでございます。地質調査の結果、先月まず第1回にやった皆川の場所は、N値が30以上の地層、厚み5メートル以上というところが地盤面下24.5メートルのところであり、建設には支障がないことを判明しております。位置が適正であるかどうかについては、現場サイドからの強い要望もあり、諸条件を考慮すると適当な位置とも思えます。地盤下24.5メートルまでほとんどN値がとれないこともあり、建築物支持層外の造成で、工事費の費用が見込めるといいますか、想定されることから、もう一度金丸地区につきましてはこれから調査をさせていただき、その結果を見て国仲地区の3支所を一つに挙げてという意見もあることから、住民感情を十分配慮しながら、最終決断をしたいということでございます。皆川地区におきましては、真野の西三川地区が消防15分の間に入らないということもありまして、当分の間バイパスができるまでの間は、佐和田の今の消防署を出張所等の形で維持継続させなければいかぬということもございます。そういうことを総合的に判断させていただいて、決定したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浜田正敏君の質問を許します。

○12番（浜田正敏君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

第三セクターの佐渡汽船がバブル期に40社と言われる関連会社をつくり、民業に参入をし、結果は倒産した会社もあり、聞くところによれば、佐渡汽船が140億余り、関連会社も同じく、合わせて280億ある借入金を残したとの話を聞きます。だとしたら、佐渡の経済がそれだけの借入金を直接、間接に負担するということが島の経済が耐えられると思われませんか。観光の振興、産業の振興ができるのであろうか。

先ほどの佐渡汽船の生活航路の指定区間に推薦していただきたい件（陳情）平成11年10月22日付を読んでもみますと、弊社の離島航路事業の運営につきましては、格別のご高配とご鞭撻を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。さて、去る6月4日需給調整規制の廃止を柱とした海上運送法の一部改正案が成立し、施行は平成12年10月1日からとなりました。同法の施行により、海上運送事業への新規参入化が自由化になりますが、一方離島航路などの生活航路に対しては、その航路維持のため及び新規参入業者による特定航路、特定の時間帯、特定の季節などの採算性の高い一時期に限って参入する、いわゆるいいとこ取り（クリームスキミング）か、その航路を防衛するため、指定区間という制度が設けられました。この生活航路としての指定区間については、運輸大臣が関係都道府県知事の意見を聞いて指定することになります。このことから、新潟県では国からの照会に関連して、佐渡航路に関係の深い地元市町村より指定区間に関する意見を聞いて大所高所から県としての意見をまとめるものと思われまます。つきましては、新潟県から指定区間に関する照会のあった場合には、下記事項をご観察の上、佐渡航路は生活航路としての指定区間にご推薦賜りたくお願い申し上げます。記、指定区間に指定されない場合の問題点、1、弊社が経営する航路に新規業者が参入し、クリームスキミングが公然と行われます。2、弊社は参入会社に対抗して、旅客確保のため運賃ダンピング等の過剰サービスの実施を余儀されます。3、結果として、弊社の航路収支が悪化し、会社全体の収支も大幅な赤字となる可能性があります。4、現在弊社が航路事業の公益性として

掲げている次の6項目の実現が困難になります。1、安全であること、2、輸送需要を満たすこと、3、運賃が安いこと（近似離島航路各社と比較して）、航海数が多いこと、これも近似離島航路と比較してです。5、航路が快適であること、船が速いこと、船が大きいこと、船が新しいこと、6、社員の接客態度がよいこと。大きな5番です。弊社の経営が赤字となり、航路の公益性確保が不十分になれば佐渡島住民及び佐渡を訪れる観光客は現在よりもはるかに拙悪なサービスを受けることになります。6、佐渡を訪れる観光客はさらに減少し、島内の観光産業を始め、1次産業、2次産業にも深刻な影響を与えます。7、貨物輸送にも影響が出て、島内の物流機構が弱体化し、雇用不安の可能性が高くなります。現在のように安定した事業経営ができるのは、昭和7年当時越佐間に3社あった航路事業者を共倒れの危機から救うため、弊社の前身である佐渡商船を他の2社を吸収合併し、新会社の総資本の半額は既設3社の現物出資と一般公募で、残る半額は新潟県が出資することで1社にまとまったことによります。その後懸命な企業努力を積み重ねることで、航路経営が安定し、初めて離島航路事業者としてのその事業の公益性を全うすることができたのであります。佐渡島住民の国道であり、路線バスの性格を有する佐渡航路が指定区間に決定され、今後とも一層利用者に喜んでいただけるような輸送サービスが提供できるように格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

おかしな話ではありませんか。経営を安定するために指定区間の決定をと言いながら、3年たたないうちに経営が苦しいから一部解除という、既に経営に問題があったということではないですか。経営の常識から考えて、会社を経営危機から救うために市町村長が独占企業の存続としての指定区間を認めるわけですから、当然経営再建などの意見はなかったのか。経営危機の認識はなかったのか。このころから再建計画に取り組みば5年近く早く、しかも状況もよかったのではなかろうか。また、民間会社の問題と言わず、第三セクターのオーナーである県に対する要望はなかったのか。新潟県の顔と考えがここにも見えません。このことも佐渡の政治の不在ではなかったのか。当時は首長10人の仲間仕事であり、みんなで渡ればという一面もあったでしょう。それなりの背景もあったと思いますが、今度は首長は市長あなた1人です。責任を持って取り組んでいただきたい。

北陸信越運輸局長の私的懇談会には、航路のある3市町村長が出席されていたわけですが、2億6,900万、9億900万の赤字航路はともかく、9億9,000万の黒字航路の減便が驚くなかれ許されたわけがあります。我々島民の立場で言うならば、9億9,000万の利益の出る運賃の負担をしていた航路であります。同僚の議員の話によれば、両津航路の減便の影響は漁業にもあらわれております。21時30分に乘せていた魚を19時40分のフェリーに積み込みするには、午後からの漁が満足にできないということです。翌朝の便では市場に間に合わず、一日遅れ、鮮度が落ちるとのことです。当時私が関係者から聞いた話では、佐渡汽船から生活航路の指定区間の一部条件を緩和してほしい旨の話があるが、緩和するなら全部ではないのか。いずれにしても、大株主の県とも相談をしたいとのことでした。なぜかその後私的懇談会が開催されたわけであります。この中で佐渡汽船は島民に対する説明、また島民からの要望の把握を、県は佐渡振興について島民への説明をもっとする必要がある。特に県は佐渡汽船の大株主であり、県が主体となって議論の場をつくっていくことが重要であるとか、他の離島航路では、関係自治体が航路補助しているケースがあるが、新潟県はどのように考えているのか。また、佐渡の観光客がじり貧になっているのは、もちろん景気の動向に左右されることもあろうが、全国的に見て料金が高いという指摘がある。最後には、

とりあえず一番大きな問題は、佐渡汽船の体力が限界に来ているので、その問題をクリアしていくことである等々の意見が述べられています。ここでも三セクの経営危機とオーナーである県に厳しい意見が出ています。これらの意見をどのように理解しますか、お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

野市長。

○市長（野宏一郎君） ただいまのご質問にお答えしたいというふうに思います。

最初に、300億円にもなる借入金を最終的には島内といたしますか、佐渡島が負担しなければいかぬという問題については、そのとおりだというふうに思うのですが、これが観光の振興や産業振興に大きな影響を与えることは、皆さん方のご質問の今までのご趣旨でも十分理解しております。どういう形でそれを最終的には佐渡がかかわる産業やあるいは我々住民が負担していくかということになっていくわけで、非常に大きな問題があるものですから、このところ佐渡汽船との話し合いだけではもちろん話は決まりませんが、いろんな提案をしていきたいというふうに考えております。

それから、確かに生活路線であるということから、指定路線の申請を受けて3年という短い間で、もう既にサービス基準の見直しがあるということも観光客が大幅に落ち込むような経済状態の中であるとは言いながら、それを守り切れなかったということ自体の責任は当然佐渡汽船に迫っていかねばいかぬわけなのですが、そのところで新潟県がどのようにかかわるかということは、理屈からいけば一株主にすぎないわけでございまして、理屈は通るのでありますが、そうかと言いながら、50%持っている新潟県の影響を佐渡汽船が受けないというはずはございませんで、県としても我々の生活、佐渡の生活を守るという立場から適切な指導はあってしかるべきだというふうに思います。ただ、長い議論の過程の中で、どうしても島民の皆さん方にとっては、情報開示が適切でないのではないかと。あるいは新潟県との関与が足りないのではないかとという意見が非常に多うございます。それで、16日にお伺いしたときにも、その問題については議論をしまして、一つには先ほどもちょっと述べましたけれども、検討会を佐渡汽船と佐渡市の間で持とうと。もう一つは、具体的に住民に対して佐渡汽船の考え方を開示してもらいたい。かつ我々もきっちり開示を要求し、質問をさせてもらいたいという話をしました。特にCNSでやってほしいということを経営者に要求しまして、それについてはまだ返事はありませんけれども、検討していただけるのではないかというふうに思っております。

ただ、状況がどういふふうによつたらいいのか。ただ、つるし上げるだけでいいのかといつても、そうしたから運賃やあるいは便数が変わるわけでもありませんでしょうし、建設的な提案が我々にもできるという形でないともまずいというふうに思います。

最後に、議員の浜口さんもおっしゃられたように、体力がもう既に限界に来ておるという状態では、それでは何を要求するのかということになってきます。そのところが非常に我々も苦しいところでございまして、さきのたしか若林議員の質問にもあったように、提案はしましたけれども、その提案が完全な提案かというのと、それもまだしっかり詰めてはないところでございまして、要するに分社化はどうだと、それからあるいはこれは一企業に対してそういうことは言えるわけでもありませんけれども、もう一つは船の償却費が料金にはね返る分を佐渡市で何とかできないかと、あるいはそれを有利な起債で賄えないかというふうな検討をしてみたらどうかということでございまして、

ただ、非常に分社化も難しいのは、一つの島からほかの本土へ行く路線が三つあって、そのお客さんは自由に行き来できるわけですし、そういうふうな分社化による国の航路の赤字補てんが認められるかどうかという問題もございます。起債で船を買うと言いましても、その起債が例えば合併特例債で認められるのかどうかという問題もございます。いろいろこれから検討しながら、あるいは内容についてぜひ島民にはっきり開示していただきながらやっていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浜田正敏君。

○12番（浜田正敏君） それでは、ちょっとくどいようでもありますが、市長は昨日の答弁で佐渡汽船のことに触れましたが、私はこれはとんでもないことでありますよと。その前に株主責任とは何ぞや、順序があります。株主責任とは何ぞや。私の考えてみた範囲内では、不良債権を含む負債が資産を上回った場合、減資をするということも一つである。場合によっては、現在の出資者の資本金がゼロになることである。その後に増資をするなり、新たに一般公募をすることではなかろうか。佐渡汽船は昭和7年当時先ほど申し上げましたように、県が第三セクターの佐渡汽船を設立していただいたことは、正しいことであり、島民として感謝していますが、民営化をせずして今日まで三セクの経営をしてきた目的は何だったのだろうか。役員を派遣し、配当をいただいたほかに、どのような役割があったのか。経営感覚のない全国の第三セクターが経営破綻をし、整理される中、高度成長の波に乗り、また県が株を半分持っているという安心感を内外に与え、おごりが芽生え、通称能なしの里などと言われている能楽の里を始め、40社と言われる関連会社を設立し、それらに対する持ち株、債権、債務などが不透明であります。この独占企業の経営の問題がどこにあるのかが見えません。

また、空港対策交通問題特別委員会等での審議にも限界があります。どこに穴があるかわからないバケツに水をくむような審議ではなかろうか。これは、島民が理解するだけの情報の公開が必要である。

また、先ほどの話に戻りますが、今のままでは新潟県などの所有する会社に航路補助をするということであり、新潟県がするならいざ知らず、これは本末転倒ではないか。経営内容を精査せずして何ができるか。失敗は繰り返すことは許されないわけです。結論を言えば、観光客の減少に加え、公共事業の減少に伴う建設資材等の物流の減少により、このまま売り上げが落ちていくとすれば、自立再建は不可能であります。決して責任の追及のみが目的ではありません。私は、責任の順位の問題であります。第三セクターの経営責任は、法的はいざ知らず、道義的にだれがとるのか。大株主で役員を派遣してきたオーナーの新潟県に責任の追及をしなければなりません。株主責任と経営責任をとっていただきたい。私はそれが偽らざる島民の気持ちではなかろうか。本来ならば佐渡汽船の増便を要求する以前にも県に対して徹底した情報の開示と改革を要求すべきであったかもしれませんが、市長は島民の代表として、島を挙げて県に要求していただきたい。市長、この問題に取り組む覚悟のほどを重ねて確認をし、私の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

野市長。

○市長（野宏一郎君） 三セクとは言いながら、一つの企業でありますから、それについては一定の限度を超えた踏み込みは非常に難しいのですが、ただ独占企業であるという条件から、それを最終的には赤字の負担を島民が背負わなければいかぬという立場からいえば、議員のおっしゃるとおりだというふうに思

います。今回検討会をつくろうという提案をしたのも、そういうつもりでございまして、特に議会での特別委員会等もございまして。これから佐渡汽船については、今までと一味違った踏み込み方をしていきたいというふうに覚悟しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で浜田正敏君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加賀博昭君の一般質問を許します。

加賀博昭君。

〔58番 加賀博昭君登壇〕

○58番（加賀博昭君） きょうは大勢の方が傍聴に来られておまして、少し面食らっております。実は、私は質問に際してかなりの資料を出しておるのですが、傍聴席の方にも用意しておるはずでございまして、とても皆さんに行き渡るほど予定しておりませんが、仲間で見るとしてひとつ聞いていただきたいと思っております。

さて皆さん、ことしは大変な台風の災害が発生した年でございまして、農漁業を中心に63億を超える大きな被害を出しております。被害に遭われた皆さん方に心からお見舞いを申し上げますとともに、政治を預かる者として、一層身を引き締めて市政に当たらなければならぬと、このように考えておるところでございまして。

きょうの私の質問は、平成16年から20年までの財政計画を分析し、今佐渡が市民のために何をなすべきか。この1点についてあらゆる角度から私の持ち時間45分いっぱいを使いまして、野市長と政策論戦を展開したいと思います。答弁を補佐する皆さんには、通告と同時にこの財政分析特集を差し上げておりますから、準備万端と心得ます。よもや答弁でもたつくことはないだろう、このように思っておるところでございまして。

まず、財政分析の表の下段を見ていただきたい。佐渡市最大の欠陥は、行政の二重構造にあると指摘をいたしまして、支所で働く職員が職員全体の70.9%を束ねまして、支所長が事に当たっておるわけですが、その支所長というのは、市長と直接意見を交換することができない身分にあります。つまり課長会議という庁議には参加できないと、こういう姿になっておるわけでありまして。支所の課長というのは、本庁の課長から直接命令を受けて仕事をしております。もし仲の悪い課長が支所におりますと、支所長に一切報告しないで済ませるといふこともあり得るといふ状況にあるわけではございまして。したがって、この変則的な姿をなくさない限り、佐渡市の行政は正しく機能しないということがここに書いてあるわけでありまして。市長はこれを認めますか。

第2の指摘は、1枚めくっていただきたい。資料1左側、合併特例法に基づいて国、県は合併したら7項目支援措置を講じますよという約束をしたはずでございまして。そこで、まさか国や県がうそを言うことはないだろうといふことで、合併をいたしましたところ、右側の一番大事な7項目のうち、お金になる部

分4項目を国が約束を果たしていない。まず第1点は、国が平成17年までに佐渡市によこさなければならぬ9億円は、何といまだに1,000万円以下であります。次は、県の特別交付金45億円、これは一遍によこすことになっておる。ここにある市議員の中で、このインターネットで県の情報を抜いたところ、今でも一遍に45億あげますと書いてあるそうでございます。しかし、実態は5年間の年賦でございます。

次が合併特例債、442億6,000万円これだけを後で7割国が負担するという最も効率的な借金でございますが、しかし私が計算してみると、何と67.2%に落とされておりまして。さらに、合併10年間は市町村にとって一番大事な交付税は合併しないときと同じように与えますと、こういう約束しておった。ところが、合併初年度に何と13億3,900万円削られておるわけでございます。市長これを認めますか。

その結果、資料2の表が示すとおり、合併前の財政計画は5年間で、よく聞いてください。366億8,800万円の削減を余儀なくしておるのが今の佐渡市の実態でございます。市長これを認めますか。認めるのであれば、国、県に対して約束は守れの直談判が必要であると思うのです。市長やる気がありますか。うそは泥棒の始まりと言って、やめていった官房長官がおりますが、合併支援でうそをつき、よこすべきお金はよこさない。この言葉はまさに行政用語になりつつあります。先般市長を含めて、この合併に功労があったと表彰状をもらった者がおりますが、財政の面から見れば、市民を欺く片棒を担いだ表彰状になります。表彰状授与式には、あの10カ市町村長を束ねてきたという方だと思っておりますが、堂々たるひげを蓄え、忘れられようとしているどこかの国の政治家の風貌に似てきた元首長がでんと座っておりましたが、市長もそのうちの一人であったわけでございます。多少の責任を感じているならば、命がけで国と交渉をして、佐渡島民のために貢献しなければならぬと思っておりますが、その意思ございますか。

このような逼迫財政を16年度予算の資料2と3で見れば、基金という名の貯金を取り崩し、市民の皆さん方が営々と積み立てた貯金、52億9,300万円を投入して必死になって財政のほころびを押さえているが、一番先に犠牲にされるのが一番弱い市民であります。その典型的なものを二つ示して市長に反省を求めたいと思う。その第1点は、税の減免措置でございます。これは、実名が入っておりますので、市長にだけ資料として差し上げます。この人は、1年間に国民年金の収入40万6,232円のひとり暮らしのお年寄りでございます。税の減免申請をしたところ、市長今見ておるとおり不承認という判こが押してある。つまり減免は認めないということでございます。これを伝えた支所の職員のせりふが振るっておる。私は減免対象だと思うが、本庁が減免できないと決定したことなので、お伝えいたします。文句があれば本庁へ行って申し上げてくれと、こう言うのです。支所税務課は減免対象と言い、本庁市民課は対象外と言う。支所が間違っておるなら佐渡市の税務課は全部廃止して、市民課にしたらどうだろう。こういう皮肉を言う者も出ます。市長どういたします。

次が保育料問題でございます。加賀質問資料というのがございます。これでございます。皆さん見てください。これのナンバー6というのを見てください。どういうことかといいますと、年収255万6,000円の者が市役所の職員に例えると、高校を卒業して市役所に入って3年くらいたった職員の給与だろうと思えます。親孝行者で、おじいさん、おばあさん、ひいおばあさんもいる家庭で暮らしておりましたが、両津市のときは見てください。7,600円の保育料が合併した途端3.3倍の2万5,300円になったというお話であります。あと15万円おとうさんの所得があってくれば、減免申請なんかする必要ない。7,600円の保育料で事済むということでございます。これは制度の問題ですから、本人は減免申請をしましたが、結果は

不承認であります。これは、2回目以降に市長がそもそも条例、規則の解釈を間違っておるということを資料を示して2回目に質問をいたしますので、心得て答弁をしてください。

さて、財政分析特集の裏の資料を見てください。これであります。ナンバー4、情報化推進ネットワーク事業、わかりやすく言えば行政テレビの配線事業、これを35億円、これでやるというのですが、もし衛星方式が取り入れられれば、これは25億円要らなくなります。いいですか。

次に、ナンバー5、7、9、これは消防関係でございますが、これも衛星で結んで検討することになれば、私の試算では10億円浮きます。

次に、ナンバー23、痴呆性グループホーム6カ所、だれが経営するのですか。どの地域へ配置するのですか。正確にお答え願いたい。

次に、ナンバー24、インフォメーションセンター約29億円、私の計算では14億円あれば十分でございます。これは、さらにこの中にはない文化教養施設の機能を備え、大体7億かかります。それを備えても21億円あれば十分にできます。ここでも8億円、いいですか、皆さんの計画よりもさらに立派なものをつくって、なお8億円金が浮くということでございます。

次に、ナンバー25、小中学校の建築は、統合を含めて検討する必要があります。特にへき地の統合であり、位置の問題でもめるわけでございますが、ここで市長、発想の転換をしなければならぬ。角度を変えて物を考えると案外できる。交通の問題を先に考えるべきだと。そうすれば案外うまくいくよというのが私の指摘であります。私の地元で申しわけないのですが、例えば両津から岩首間、両津から真更川間の代替バスの運行で、佐渡市は独自に2,100万円負担しておるのです。いいですか。これには私はバスを2台買って、運転手3人雇ってピストン運転すればいいと思うのです。そうすれば一気に一日に何十回もバスが走るような東海岸線、北海岸線ができるのです。そうして皆さんの交通便をよくしながら、さあ学校はどうしますかと、こういうふうに提案をすれば、皆さんの考え方も変わってくる。そして、バスはどっちみちこれだけの金出さなければならぬのだから、どこまで行っても500円、今真更川まで走ると1,000円から1,200円だと聞いておりますが、500円。油代だけ乗客に負担してもらえばスクールバスは要らなくなります。子供はクラブ活動も安心して夜遅くまでできる。そうなれば学校の位置は端っこでもいいと、こういうことになるのです。これを教育委員会だけが考えようとする、なかなかうまくいかぬ。これが政策の一番大事な私はポイントだと思う。こうやって学校22校の建設を考えておるわけですが、私は教育のことだから、絶対金は余り切ってはならない。しかし、むだな金を切ることで10億円浮きます。さらに、給食センター4カ所、何で国仲に2カ所要るのですか。これを一つなくせば6億円浮きます。

ナンバー30、図書館10カ所、いいですか。小学校の図書室みたいなものをどうしてこの佐渡島に10カ所つくるのです。だれが考えたのです、こんな愚かなことを。私はこれは全廃、22億5,000万浮きます。先ほど私がインフォメーションのセンターで7億足せば立派なものができる、日本一の図書館ができます。いいですか。

そして、ナンバー34と35、市役所建設と支所整備の予算ですが、私はこう言っておるのです。佐和田支所を本庁の分館とするか、もう一つは旧佐渡女子高校の校舎を市役所にすれば、行政の二重構造は一気に解決して、お金は15億円浮きます。

次に、35、行政情報システム事業でこれから専門家に来てもらっていろいろ調査をいたしますけれども、

衛星通信システムが有効なものなら、その導入で20億円浮きます。これで合計115億円、端があります、5,000万。これだけのお金が節約できる。このお金で特別養護老人ホームや老健施設を一気につくれば、7施設一気につくることができて、若者400人の職場が一気にできるという夢ではないのです。こういうことができる。2回目以降さらに具体的に市長と論戦をやりますけれども、それにしても執行部の行政施設には目に余るものがあります。いいですか。これです。

加賀資料の1を見ていただきたい。左側、行政情報ネットワーク設計業務入札の結果であります。日本通信機が他社より1けた安い394万円、これで落札した。ところが、イントラネットの方へはこの業者は外してしまった。さらに、つけ加えるなら、中尾宏行なるものが社長をする会社、両方とも1けた多い金額を入れておるではありませんか。いいですか。ほかの人が6,000万未満のときに7億6,100万という人をばかにしたような、皆さんこの資料を見てもらえばわかるでしょう。入れておるのです。一体全体これはどういう基準で指名に入れたのですか。これを称して官民談合指名というのではないですか。

いずれにしても、財政危機意識の欠落したマンネリ行政の怠惰がもたらす無責任現象ではないかと私は指摘をしなければならぬが、答弁ございますか。反省するか、開き直るかどっちかだ。

次に、加賀質問資料3を見てほしい。これは、長岡技術大学と県と市と、県が100%出資する財団法人にいがた産業創造機構で、ホテルの生ごみ、イカワタ、下水汚泥、これを各1トン、合わせて3トン、これを集めてバイオガス発電の実証プラントの準備をするというものであります。100%補助金で既に1,000万ついております。来年3月の18日までにこの調査が結果を出すわけでございます。私は成功すると思いますが、そこで加賀質問資料の4を見ていただきたい。いいですか。これは、経済産業省が14年7月22日付で出したスラグに対するJ I Sマークの通達である。どういうことかということ、大浦で灰を溶融化しています。砂のようなのが出る。これをいよいよ公共事業に使ってもいい基準を出すというのがこの通達でございます。よく読んで申しわけないが、南部の灰溶融は残念ながらこの基準に達しないものだから、最終処分場へ行って捨てておるわけでございます。ならばこの間から言うておるように、南部のごみは両津で焼くか、佐和田で焼くか、そうすれば年間2億8,000万円もお金が節約できます。今から検討しないと間に合わなくなります。

次に、加賀質問資料ナンバー5を見てほしい。これは、佐和田地内に建設中の産業廃棄物中間処理施設である。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条で、県の許可が必要であるが、その許可に当たっては、関係市町村と生活環境保全協定が必要であるが、そこには地域住民の苦情対応が義務づけられておられて、この協定は16年1月30日に合併のどさくさという怒られるかもわかりませんが、16年1月30日に佐和田が締結しておる。そして、これを引き継いだのが佐渡市であるが、再確認が必要である。特に保管期間をいいですか、ここのところを見てください。青く色塗りしてあるでしょう。これ一番厳しい条件なのです。集めてきた中間処理のごみは、14日間以上置いてはならないよというのです。本当にそうできるのか、こういうものを点検しなければならぬ。また、施設内の雨水のため池貯水も下流への流水等々事件が起きてからでは間に合わない。今から万全を期すためにこれは再点検をしておく必要がある。老婆心ながら申し上げておきます。

次に、資料の2を見ていただきたい。これは、非常に重要なお話でございます。きょうは何でこんなことになるのか聞かせていただきたい。これは、平成9年に新町に交通事故があった。その交通事故の被

害者の傷害程度がどういうものかというのを平成10年にとった。そうしたら、病名が頭蓋骨骨折、脳挫傷となっておる。ところが、14年に別の弁護士、最初にとったのは川村正敏という弁護士です。14年に弁護士長谷川治一という弁護士が必要に駆られてとった。そしたら左側頭部切り傷、切創という、こんなところちょっと切れた。頭蓋骨骨折と切創では、これは大変な違いです。なぜこういうことが起こるのか、ご答弁を願いたい。これは、答弁いかんによると、さらに2回目以降はまだ資料を持っておりますから、その資料を提出してさらに答弁を求めることとなりますが、これで第1回の質問を終わります。答弁よろしくお願いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） それでは、加賀議員の質問にお答えします。

非常にボリュームもたくさんありますので、答え抜けたところがありましたらまたチェックをしていただければと思います。

最初に、二重構造と申しますか、行政の二重構造と支所長の身分の問題について述べられたということなので、まずその身分の問題やその職務の内容についてご説明します。二重構造を認めるかどうかについて後ほどその点はお話しします。佐渡市支所及び出張所設置条例施行令施行規則第3条及び第5条によれば、支所所属の職員の指揮監督、当該支所の運営が支所長の職及び職務でありまして、その他支所に関して必要な事務処理や事項を定めると規定されております。専決事項につきましては、支所課長の週休日の振りかえや勤務時間の割り振り、臨時職員の調整、定例的な事務事業等佐渡市事務決裁規程第8条に規定されておまして、職務を遂行しているわけですが、おっしゃるとおり庁議には出席しておりません。それから、資料にありましたように、人件費の配分等については、仰せのとおりでございます。

それから、二重構造を認めるかということですが、合併協議の中でこういうふうな形で支所と本庁との区分をし、それぞれの権限の分担を取り決めておまして、いずれにしましても、1年たちますれば、見直しを進め、現実合った職務の分担をやらなければいかぬと。当然そのとおりでございまして、助役も決めていただきましたので、助役中心に組織も含めて検討中でございます。確かに一つ一つ取り上げてみれば、なかなか当初予定したあるいは当初推定していた仕事量に比べれば、かなり違うところも出ておりますので、その点はできるだけ現実に合った仕組みに変えていきたいというふうに思っております。

それから、合併時の国、県の約束に対する市の態度ということですが、加賀議員の財政分析特集につきましては、市からも当然数字をお出ししたわけですが、それについて数字の高についてこれが間違っているとかいうことではございません。大体この数字が正しいということですが、そうしますと、それでは国が約束したのはどうなのだとおっしゃって、それにつきまして一応事務方には後ほど詳細数字については述べさせていただきますが、私の考え方を申し上げます。合併市町村に対する国、県の財政支援措置としましては、国からの合併市町村補助金、県からの合併特別交付金、合併市町村のまちづくりのための建設事業等に対する財政措置としての合併特例債の借り入れ、そして合併による臨時的経費などに対する地方交付税の財政措置が上げられますが、最近の国の動向を見ますと、合併への財政支援措置の内容に大きな変化が出てきております。

まず、合併特例債についてでございますが、当初義務教育施設整備に合併特例債が充当する場合は、つまり学校を建てたりする場合でございますけれども、単価差や面積差の制限はないというふうに説明を受けておりましたけれども、このたび義務教育整備事業債と同様の今までの起債と同様の単価差、面積差の1.3倍までの充当しか認められないといった見解が示されたほか、合併前に実施した合併推進債などの事業で、年度ごとに明確に区分できない箱物事業などは、合併後合併特例債を利用できないといった当初の説明とは違う扱いを言い出してきております。また、国の合併市町村補助金に至っては、当初合併後3年間の財源措置が考えられておりましたけれども、国の財政難からこれを10年で分割交付したいといった報道もあります。このような国からの一方的な方向転換を受け入れては、財政運営に支障を来すばかりか、建設計画自体の影響も懸念されております。合併により新しいまちづくりを財政面から積極的に支援していただくため、従来の運用による財政支援措置を国、県へ強く求めていくということは、議員おっしゃられたとおりでございます。盛んに合併が進められておりますが、合併を進めた佐渡市にとりましては、これについては見過ごすことができないというふうに思います。国の今までの姿勢と説明と違うところは、ここに加賀議員のこれも財務担当が出した数字でございますが、新旧比較表として先ほどお出しいただいた。認めるかどうかでございますが、これは市から出した資料でございます。この数字についてはそのとおりでございます。

それから、市民生活の面から見て、納得できない措置について、これらを非常に大きな問題ととらえて、さて今度は具体的に議員が提案されている問題についてご説明したいと思っております。税金問題での減免に関しての問題点かと思われそうですが、細かい扱いにつきましては、いささか説明不足になると思われしますので、詳細につきましては課長の方から説明させますが、市税の減免につきましては、市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料があり、それぞれの税目ごとの条例に減免条項が定めてあります。この減免条項の中で特に問題になるのが生活保護費受給者以外の生活困窮者に対する減免の判断かと思われそうです。ご承知のとおり税につきましては、租税負担の公平の見地から、負担の均衡を図らなければなりません。減免規定の趣旨は、徴収猶予、納期限の延長によっても到底納税が困難であると認め得る担税力が薄弱な者を救済しようというものでございます。しかし、例えば税務上の課税所得が少ない方であっても、遺族年金や障害年金といった非課税の収入があったり、蓄えた預貯金の取り崩し、これによって生活しているのか。親族からの仕送り等によって生活しているのか等、税務側の資料だけでは把握するのが大変難しい面がございます。減免の認定に当たりましては、課内で審査会を開き、社会福祉課とも連携を図りながら、その方の収入と財産を比較して、個々の具体的な事案を見ながら、客観的な担税力のいかんに着目して判断しておるということでございますので、先ほど私が具体的な資料をいただきました否認の方につきましては、その一例かというふうに考えます。これにつきましても、具体的な審査の内容等につきましては、担当課長の方から説明させていただきたいというふうに思います。

さらに、佐渡市の保育料の問題につきましてご指摘をいただきました。これにつきましては、現在の保育料の算定につきましては、一部に変則的な取り扱いがあったものの、合併協議により県の指導に基づく方法、これ先ほどちょっとお話があったのですが、同居の家族の収入の振り分けに一部収入を使うのか、所得で使うのか。これも説明は改めて課長にさせますが、その差で佐渡市として統一を合併時に図ったときに、本来の所得によって振り分けるという方法を佐渡市としては採用したということでございます。ただそ

れだけではございませんで、周辺の状況等の判断もこの中にあったというふうに聞いておりますので、後ほどご説明します。ということは、議員ご指摘のように過去のことはともかくとして、祖父母が同居していた方が将来我々のあるべき家庭の姿とか、そういう子育てあるいは少子化の問題に対応することでもございますので、祖父母の収入が多いからといって、必ずしもそれでは子供の少ない収入の算定を祖父母所得の合計によって行うということ自体が本当にいいかどうか。これは、次世代の育成支援推進協議会の議論も踏まえて、また財政的に佐渡全体で許されるのか。いろいろ前向きに検討してみたいというふうに思っているところでございます。

それから、合併特例債事業にかかわる問題についてでございます。総括して申し上げますと、確かに合併協議会の建設計画の各事業につきましては、各町村が希望、期待を含めて出した数字の合計でございます。もちろん現在議会におきましても、新市建設計画の調査等特別委員会がございまして、これについては再検討しようとしているところでもございますし、議員始め皆さん方がご指摘の消防署の位置につきましても、できるだけ当初の市町村長が出した数字よりも将来を見越して、あるいは少ない金額でやろうというふうに一つ一つ積み上げをされているところでございますので、この数字そのものは今後の佐渡市が出費をすると、あるいは建設にすべてを行うということではございません。そのところをご了解いただきたいというふうに思っております。

その中で、情報化推進ネットワーク整備事業の見直しの必要についてでございます。これもここで説明は一応いたしますが、非常に複雑きわまりない問題でございまして、これにつきましては、詳細については課長の方から説明させますが、一応考え方を申し上げます。情報化推進ネットワーク整備事業につきましては、これはケーブルテレビのことでございます。市民の要望を踏まえて、現在の情報格差を解消し、全島への行政情報が配信できるようにケーブルテレビ未達地区の整備時期を短縮して、事業実施を行う予定であります。これは、佐渡に市街地には佐渡テレビという第三セクターのテレビの会社があるのですが、南部、つまり羽茂はもう既に行政でテレビをやっております。全地域にやっておりますが、赤泊、小木、それから真野の佐渡テレビをやっていない中山間地、旧佐和田町の佐渡テレビに入っていない中山間地、これは既に合併前にケーブルテレビのネットワークができ上がっております、例えば今回の議会の中継なんかも見れるようになっております。しかし、それ以外の地域につきましては、佐渡テレビのエリア以外は、中山間地あるいはへき地は見れない状態でございますので、それを当初の計画を早目に、格差は正のために速やかにケーブルを引こうということでございます。

これは、それと同時に地域イントラネットという事業がございまして、行政の施設を光ファイバーで結ぼうというのが一緒になりまして、非常に複雑な様相を呈しておるわけでございますが、そのところが合併いたしましたので、調整しまして、加重あるいは複数の、あるいは重なり合う投資をやめて、できるだけ安く佐渡じゅうにケーブルテレビと行政の施設をつなぐ仕組みをつくり上げようという考え方でございます。それぞれ別々の市町村が申請しまして、合併のときには一緒になって許可になってしまったという問題がありますので、非常に複雑でございます。これにつきましては、議員もおっしゃられたように、衛星通信の方がいいのか。あるいは光ファイバーがいいのか。いろんな議論がございまして、この議会の中で中途に、もう一回専門家の意見交換を含めて、決定までの過程を皆さん方にわかりやすい形で正していただきたいというふうに思っています。

消防施設の位置等の再検討について、これは先ほど浜田議員のご質問にもありましたので、割愛をさせていただきます。

消防通信施設の整備事業、これは先ほどのネットワークとも一部関連するわけでございます。議員も衛星通信を使えばそれもできるではないかというお話でございます。緊急情報システム等の通信指令施設については、現在は4消防団（旧4消防本部）でございますが、で対応しており、地域格差があるので、事務統制上からも行政サービスを迅速に住民に提供するため、本部が統轄して情報収集し、出動指令等を行える通信指令施設の整備が必要であるということになっております。合併により消防本部指令室にて島内すべての消防移動局をカバーするためには、現在ある8カ所の中継施設を利用し、中継基地の中核となる小仏中継所の機能強化と各中継所の整備を行い、新市全域の災害緊急時の情報収集機能強化と指揮体制の確立を図るため、合併後速やかに整備を行う必要がある。今まで消防署は幾つにも分かれておりました。その情報を行き渡らせるためには、それぞれの場所で通信施設を持っていたものを統合して行う必要があるということでございます。非常に大事な設備でございますので、今議論になっております本庁舎の建設とあわせて、今までの設備もむだにしないように考えながら、17年以降に整備をするということでございます。

また、消防担当者と行政担当者が今月21日に会議を開催し、消防無線のデジタル化と防災行政無線の供用可能な部分について協議し、事業を進めるということでございます。防災無線は、金井町で既にアナログの防災無線が布設されております。しかしながら、皆さんの携帯電話のことでもおわかりのように、すべての無線は業務無線は、デジタル化の方向に動いておまして、もう既にアナログの金井町の施設はふやすこともあるいは同じような施設を許可を得ることはできません。新たにデジタル化した施設をつくるわけございまして、その中でどういうふうに融合していくのか。あるいはだめになってしまうのかというのは非常に大きな問題がございます。この問題については、防災無線と行政無線が一緒にできるのかどうかということも含めて検討中であるということでございます。

ナンバー9の防災行政無線整備事業の基本計画の見直しについて、そういうことでございますので、防災行政無線については、建設計画では平成18年から20年まで3カ年事業として計画されております。このことを踏まえて、現在佐渡市の防災無線整備をどのように進めるかを検討しておるところでございます。計画年度実施に向けての整備を進めておるわけです。先ほど申し上げましたが、金井に整備してある同報系の防災無線、これは再整備による拡充とありますが、今のままでは拡充できませんので、これも調整して一体的に整備する。非常に悩ましい問題であります。進めていきたいということでございます。

先ほどは、いろんな設備を節約して福祉施設をつくれということでございます。これからは、痴呆性のグループホーム等を建設計画の具体的な内容について既に始まったところもありますし、この後検討して開設を続けていく準備をしているところでございます。

この中でいろいろ佐渡インフォメーションセンターについてもお話がありました。両津の北埠頭のところの整備でございますが、これにつきましても、必ずしも今まで計画されていたものをそのまま踏襲するというのではございまして、新市の建設計画の調査等特別委員会等でよく検討し、進めていきたい。むだなものは省いて、縮小した予算につきましても、当然それに合わせたような仕組みをつくらなければ今の新潟県みたいになるわけでございますので、そうならないように財政の方と十分連絡をとりながら、む

だなものをつくらない。先ほどこの後にもありますけれども、多くの検討課題が残っているというふうに思います。

先ほど交通機関の柔軟な運用によりまして、へき地の学校の統合等につきましても、どうだろうということでございます。当然今までのやり方で既存のバス路線利用やそういうものだけで検討できるわけでもございません。できるだけ柔軟な交通機関の運用も含めて、議員がおっしゃられるような仕方も検討に十分値すると思います。悩んでいる学校の校舎統合につきましても、そういう交通機関の交通体系の整備とあわせて検討するということが非常に大事なことだろうというふうに思います。

給食センター4カ所ということでございます。これも今まで合併前にどうしても地域は地域で給食センターをつくる。あるいはいろんな施設をつくるという考え方で希望として出したものでございまして、佐渡全体あるいは今回の場合は国仲でございますが、国仲の中の一番効率のいい場所、あるいは冷たくなならない範囲の時間的な計算、そういうものを含めて4カ所がいいのかどうかということも十分検討に値するということでございます。これも教育委員会、学校教育環境整備検討委員会というのがございますが、そこで検討させていただきたいというふうに考えております。

次に、公立図書館10カ所の計画は、全面的に検討を要すとおっしゃられました。これも常識的に考えて、公民館も中身が大事でございまして、建物が大事だということにはなりませんので、一挙にそれでは10カ所の公民館をつくるというふうにはいきません。現在それには四つの図書館と三つの地区公民館図書室があります。それらの今までの機能と実績を見ながら検討していくというつもりでございます。

それから、市役所の建設についてもご質問がありました。当分見送って佐和田支所を本庁分館とするか、旧佐渡女子高校舎を本庁とするか。そうすれば一気に支所の統合が進められるということでございます。支所のいろんなことが一挙に解決するというところでございます。今のところは、合併協議の調整の過程の中で金井町の千種沖ということになっております。これも皆さんのご意見をお伺いしながら決定していただかなければいかぬわけでございますが、ここに決定した過程につきましても、皆さんご案内のように合併協議の緊迫した話し合いの中で、あの問題が出たわけございまして、合併した現在どうしてもあそこにならなければいかぬかどうかということも各地域の代表の議会の皆さん方のご意見も伺いながら提案していきたいというふうに思っています。

先ほどの衛星通信システムにつきましても、ご説明内容はおわかりいただいたかというふうに思います。今議会中にそういうふうな研究会を開きまして、専門家の意見を聞く会をつくりますので、よろしく願いたいというふうに思います。

35の設計入札の業者指名の問題につきましても、助役の方に振らせていただきたいというふうに思います。

それから、そういうふうな職員の行政姿勢の問題についてでございますが、これからも今後も職員研修等を積み重ねて、地方分権時代を担う職員の資質の向上をより確かなものとするように、市民のための調査、研究を十分やれるような職員に仕上げるように教育していきたいというふうに思っております。

それから、バイオガスの発電についてお話がありました。それから、スラグの件もございましたし、それらにつきましても、ここに書いてあるとおりでございますが、バイオガスの熱発電利用調査事業は、食品廃棄物等未活用エネルギーの再利用の観点から、佐渡島内で発生する下水汚泥、生ごみ、水産加工廃棄

物、イカワタ等を我々が産業廃棄物に一回凍結しまして、産業廃棄物の最終処分場へ持っていつているものですが、それをできるだけ熱エネルギーから電力エネルギーへ変えて、資源を再利用しよう。残ったのは肥料等、堆肥等に再利用できるということでございます。その可能性を調査する事前調査に入っております。これは、10分の10の補助が新エネルギー産業技術開発機構からありまして、仰せのとおり来年の春やれるかどうかという結果が出ることになっております。そのほかそれについての市の業務分担は現状の廃棄物の発生量や処理方法、今後の運搬方法、収集ルートを選択等調査を行うことになっております。それが市の役割でございます。調査結果の評価により、さらに3年かけて実証試験調査を行えるかどうか。それを今回春までに決めるわけでございますが、事業化の可能性の総合評価が現実可能ということになれば、実質処理は始まるということでございます。現在策定中の一般廃棄物の処理基本計画というのがございます。その中でそれにあわせて作業を続けていくということでございます。

それから、佐和田地内の産業廃棄物の処理施設、ご指摘の14日以内等、これについては現在県会でも質問がありましたけれども、旧佐和田町るときにスタートした問題でございますが、市も中に入りまして、地域住民に心配をかけないような仕組みの中でやらせていただきたいと。ただ、産業廃棄物の仕分け等をやる事業でございますけれども、これも我々が最終的には産業廃棄物とは言いましても、我々が出したごみでございます。どうしてもできるだけ島内で処理し、よそへごみだけを持っていくというふうな仕組みでないような形で再利用あるいはリサイクルも含めて考えると。そういう中で、住民にはご心配をかけないという仕組みをつくり上げていきたいというふうに思っております。その後消防長の方へ答弁を振りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

大竹助役。

○助役（大竹幸一君） それでは、加賀議員からご指摘のございました加賀質問資料ナンバー1に基づきましてご指摘のございました市長答弁に補足いたしまして、ご答弁申し上げます。

加賀質問資料ナンバー1の入札調書の点でございまして、まず7月13日の行政ネットワーク基盤整備設計及び行政情報システム設計委託業務と、それから8月3日のイントラネットの基盤施設整備に係る実施設計の委託業務につきましての入札に関するご指摘でございます。最初のご指摘でございますけれども、私どもこの入札に当たりましては、まずもってご説明申し上げたい点でございますけれども、今回の指名にこの2件に当たりましては、手続上は公明正大にやったものでございます。結果といたしまして、まず7月13日の方の情報ネットワークの方のところで、最低落札者でございます日本通信機の394万円の落札者が2回目のイントラネット整備のところで入札、つまり指名の方に漏れているではないかというご指摘ではございますけれども、この指名業者の選定に当たりましては、それぞれ業務ごとにあるいは地域、その業務の内容等に応じて選定をいたすものでございまして、内容が異なる場合につきましては、必ずしも業者は一致をしないというところでございます。

また、両方の中でございますが、1回目の方のCDCソリューションズの額が破格のといいますが、単位違的に高いのではないかというようなお話と、それからその業者が引き続き2回目の方にもあるのではないかと、こういうご指摘もあったわけでございますけれども、冒頭でも申し上げましたように、たまたまそういう結果ということでございまして、当時1回目の時点でこの入札の方の調書が入札書が単位違い

ではなかったのかというところはないわけではございませんけれども、それをもって2回目の方に外すというような形ではなかなかまいりません。そういうことで、私どもといたしましては、この入札に当たりましたが、手続上適正に行われたというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 消防長。

○消防長（加藤侑作君） それでは、加賀議員からご指摘のございました内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

加賀質問資料ナンバー2をお開きいただきたいと思いますのですが、それで右側の平成14年4月17日の発行に対する内容でございますけれども、これが私ども本来出している内容でございます。これは、正直言って傷病部位及び程度というのは、当日は事故事象の救急隊長の観察内容を記載するのが本来の姿でございます。それで、まことに弁明のようになるのですけれども、この事象というのは、先ほど言われたとおり平成9年の10月の15日18時42分119を覚知した交通事故に係る救急証明でございますが、実は平成14年の6月11日に当事者とその旦那さんが来庁して、当事件に関する消防本部が発行した2枚の救急証明の写しの記入内容の違いを指摘されまして、初めて知ったというのが正直なところでございます。

それで、内容を見ましたら、平成10年の5月29日に発行している私どもの控えを調べさせていただきましたら、ここに書かれているとおり私どもの機関では証明できない部分、頭蓋骨骨折脳挫傷ということに対して証明を出したということ、これは大変なミスをお犯ししておりますが、その当時の起案内容から見ますと、担当者がわかるものですから、その担当者に確認しましたら、この証明というのは、どんな形で記入されたのかという問いに、お医者さんからお聞きをして書きましたと、そういう話を聞いたと。

それから、実は私ども患者搬送時に救急患者連絡票というのを医療機関の方へ当日の救急の傷病者と一緒にお渡しをするのですが、これについては私どもそれこそ救急統計等々の関係で、内容を知るというようなことから、軽傷であるとか、中等傷であるとか、重傷であるとか、軽傷の場合は入院をしないというものでございます。それから、中等傷というのは1日から3週間未満、それから3週間を過ぎますと重傷というような区分になるのですが、それと同時に傷病名も病院の方から書いていただく。このことについては、当日担当した職員がその辺の事務処理に当たる職員だったということ、それに加えて、書いてあることが通知をもらった内容と脳挫傷とこちらでもらった資料にも脳挫傷と書いてあったものですから、これは大丈夫だなというふうなことで、この頭蓋骨骨折というのは、これは脳挫傷とのかかわりのある形なものですから、違和感を感じなかったと。そういうことで、本人から聞いておりますけれども、いずれにしても、それこそ私どもの範囲を超えた内容を記載した証明書類に証明を出したということについては、まことにそれこそ弁明のしようがございません。それこそ改めて当事者に、また関係者に謝らなければならぬと思っておりますが、その後私どもとしても当たり前のことなのですけれども、証明のあり方等々についても署員に徹底しましたし、二度とこういうことは起こさないように注意を払いますので、お許しをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 税金と保育料に見られる若干の問題についての、まず市民課長答弁求めます。

○市民課長（清水紀治君） ただいま加賀先生からご指摘受けました税の減免の関係でございますけれども、

先ほど市長が申し上げましたとおり、減免規定の趣旨は徴収猶予、納期限の延長になっても何とか納めていただくということを見きわめるためのものでございます。そういった中で、何とかその人たちを救済しようというのがこの減免規定でございます。参考までに先生に申し上げますけれども、16年度の減免関係でございますが、例の所得関係で申請されているのが固定資産税が19件、そのうち13件を認めておりますし、国保税に関しては19件のうち7件ということで、参考までに申し上げますが、非常に今情勢的に、経済的にちょっと矛盾するというのは、実は70歳以上のひとり暮らしの老人の方が例えば生活保護をもらおうと。その生活保護をもらおうと、月6万2,130円いただくと。ところが、30年間国民年金をかけて、基礎年金をもらおうということになると、59万5,900円、したがって月4万9,658円しかない。40年国民年金をかけて初めて6万6,000円と同じぐらいのレベルまで基礎年金ですが、その部分だけと。そういったことで、非常に矛盾を感じておるものですから、何とか頑張ってもらえるかどうかということを支所の職員と同時にお互いに勉強しながら本人の状況調査をさせていただいて減免措置を行っておるというふうなことでご理解いただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） それでは、私の方からは佐渡市の保育料についての若干の問題点ということで、ご説明させていただきます。

先ほど議員の方からご指摘がありました減免申請に対する不承認は、条例、規則等の解釈の誤りがあるのではないかなというふうなご指摘がございましたが、私ども佐渡市におきましては、佐渡市保育料の減免取り扱い要綱というのがございまして、そちらの第2号の中で、1号から4号までのいわゆる取り扱い要綱がございまして、そこで、私どもはこの事例につきまして、両津支所を始めとして、いろんな関係者からいろいろ聞き取りをし、税務調査あるいはそこのご家族の就業の状況等々を調査をしまして、私ども社会福祉課の中で十分検討をし、最終的に私の判断でいわゆる保険料の負担ができない状況でないというふうに判断させていただきました。したがって、その後決裁を経て、本人申請者に不承認の通知決定をそれぞれ細かく理由も添えまして発送いたしておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） ただいまの加賀議員のご質問に対してご説明申し上げたいと思います。

市町村合併に対する国、県の支援措置の約束事につきまして、現在どのような状況になっておるかということですが、まず1点目の合併市町村の補助金、国の分でありまして、9億円の金額に佐渡市の場合なるわけでありまして、これにつきましては、2カ年にわたって交付をいただけるという内容のものでありまして、先ほど市長の答弁にもありましたが、国の財政が厳しいというふうな状況の中で、10年分割というのが新聞等で報道されました。ただ、市といたしましては、今の状況では現行制度の中で国の方にお願いをしていくようにしております。

それから、2点目の合併特別交付金でございます。これは、佐渡市の場合試算しますと45億円であります。これにつきましても、制度的には当初は一括交付できるという内容でありました。ただ、県の方でも財政が厳しい状況の中で、規定の方を改正をいたしまして、合併後10年間で事業の実施状況にあわせてという形になっておりますが、私どもの方に入っております情報ですと、5年間で平準化をして交付するような方向でいきたいということになります。こういう点につきましては、今合併をしております阿賀

野市等ともいろいろ連絡をとりながら、現行制度の中で何とか対応していただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） それでは、情報化推進ネットワーク整備事業に関する補足の説明をさせていただきます。

これは、いわゆるケーブルテレビの整備事業であります。これにつきましては、既に真野町を始めとする西部の地域がことしの7月1日から放送開始をしておるということでありまして、それ以外の旧両津市を始めとする五つの市町村につきましては、まだそのことが実現できていないという状況にあるわけがあります。これらの見たくとも見れない地域、これは佐渡テレビジョンが放送しているエリア以外の区域について、全体で約6,700世帯ほどあるわけでありまして、これにつきましては、別途公共施設間を結ぶ地域イントラネット整備事業というものがあるわけでありまして、この事業では幹線を光ファイバーで結ぶわけでありまして、その幹線の一部を利用してケーブルテレビ事業を実施をしたいという計画を持っておるわけでありまして、そのことによりまして、幹線はイントラ、支線についてはケーブルテレビで、重複しないような形で整備をしていきたいという考えであります。特に海岸部等では難視聴の地域等があるわけでありまして、それらを解消する意味でも、ケーブルテレビの方が有利ではないかというふうな判断から、計画をしておるものであります。よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私は、こう言ったのです。向こう5年間の財政計画に見られる諸問題ということ。財政問題をやっておるのに、傍聴者もいっぱいおるからついでに言ってしまえということでの答弁も結構だが、私が25分質問で、あなたたちの答弁が50分、議長は朝答弁も質問も簡潔にと、こう言ったのですけれども、全然簡潔ではない。そこで、支所長を遊ばせてはならぬから、ちょっと支所長に質問する。私のこの財政分析の表のことについて、あなたたちは少なくとも70%以上の職員を指揮しておると。そこで、庁議というのは毎月変わっていく。その期間に変わっていくいろいろの諸問題を市長が報告すべきは報告し、皆さんの意見を聞くという、行政にとって一番大事なところなのだが、こういう機会が直接持たれないということについて、どういうふうに考えておるか。両津の支所長、ちょっと代表して答弁してください。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐々木両津支所長。

○両津支所長（佐々木文昭君） 突然の質問で戸惑っておりますが、確かに合併協議の中では、支所長も庁議に入るといふ私は調整方針だったと思います。ただ、地理的の問題もありますし、時間的な問題もありますから、多分外れたのだらうと思いますが、庁議の結果は私どもにお示しをいただいております。ただ、結果ですから、議論の中身はわかりません。そこで、私ども月に1回支所長同士の会議を持ちまして、いろんな意見交換をして、支所における課題を本庁にお願いをしておるのですが、なかなか忙しくて回答が来ない部分もありますが、回答が来る部分はその方針に基づいて支所の運営をしております。私のところもそうですが、どこの支所でも、本庁の課長からの指示を私にも申し上げていただいておりますし、私ども両津支所としては、月に1回支所の課長会議、消防、教育委員会は所管ではございませんが、特に両津

の場合は、旧両津市民病院もごさいますので、そういう局長も含めて月1回意見交換の会合を持って、本庁と同じような業務を本庁の指示に従った業務を遂行しておるつもりであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長聞いたでしょう。合併前は、支所長も庁議に入れるという話だったのだ。なってみたらそうではない。それでは市長に聞くが、佐渡市の庁議規程にだれとだれが入っておるのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） ここで入れるはずだったとか、入れぬはずだったとかいう論議は別にして、庁議規程詳しくは見ていないので、総務課長に答えさせます。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

総務課長。

○総務課長（親松東一君） お答えします。

庁議メンバーは、市長、助役、収入役、教育長、課長ということになっております。

〔「違うぞ」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（親松東一君） 失礼しました。消防長も入っております。

以上です。

〔「違う。では、総務課長、これ読み直してください。」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 赤く塗ってあるでしょう。そこを全部読みなさい。

○総務課長（親松東一君） 第2条、組織、庁議は市長の統括のもとに、助役、収入役、教育長、本庁課長、消防長、議会事務局長、執行機関に属する行政委員会の事務局の課長または事務局長をもって組織することになっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） こんなのは空で覚えるぐらいでなければだめです。

それから、ここへ議会事務局長が入っておるということは、これは不自然である。議会事務局長というのは、議長の指揮下にある。これどう思いますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 総務課長。

○総務課長（親松東一君） おっしゃるとおり議会事務局長は議長が統括することになっておりますが、市長の総合統括権、総合調整権ということから、議会事務局長も庁議のメンバーということで対応しておると思います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは聞きますが、次に税の問題にいけますが、市長、税を減免するときには、あなた何を基準にやりますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 諸法令とかつそこに記載されている記載事項をベースに、公平にやるということ

でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、ちょっと福祉の課長に聞きますけれども、生活保護というのは幾らですか、基準。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 生活保護の基準と言いますのは、ひとり暮らしあるいは家族の状況、あるいは収入認定の仕方いろいろありまして、一概に幾らということは言えません。言えませんが、70歳以上でもしひとり暮らしの家庭の場合ですと、今のところ6万2,130円ということになっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市民課長いいですか、こう書いてある。生活保護の規定による保護を受けるものについては税の減免をする。今私が資料で示している人は、40万くらいですから、月3万3,000円だ。税の減免なんかせいというよりは、生活保護の申請をすると月々3万くらいお金が来て、自動的に税は減免になるのですが、認めますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民課長。

○市民課長（清水紀治君） そのとおりであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長聞きましたか。この人は生活保護を受ければ、何も税の減免も何も要らない。しかし、明治の人だから、あるいは大正の人だから、おれは死んでも生活保護嫌なのだ。税の減免してくれ、こういうことで申請したのだが、市民課長あなた税務課長ではないのだから、市民課長なのだから、最近もう一回減免申請をしてもらいたいという動きがあるやに聞くが、なぜですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 市民課としては、そういう指導をしておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 改めて聞くが、両津市の税務課は、これは申請の対象だと。つまり減免対象とっておるのだが、これは意見の調整をしましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民課長。

○市民課長（清水紀治君） いたしました。そのほかに両津市ばかりでなくて……

〔「ほかのことは言う必要ないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（清水紀治君） 聞いております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 本庁の職員が本人のところへ伺っておりますが、課長の知らないところですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 管理収納と支所の職員と訪問することもあります。すべてではありません。

〔「冗談ではない。おれが聞いているのはそうではないだろう。具体的だろう。

行っておるといふことは、あなたの許可を得ないで行ったのか、どうなのかと聞いておるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（清水紀治君） 行っています。

〔「許可を得て行ったの」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（清水紀治君） はい。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） あなたしっかりした答弁しなさい。私に詰められてようやく白状するなんていうのはふざけておる。いいですか。

次に、保育料の問題いきます。保育料というのは、それでは福祉の課長、減免取り扱い要綱第2条第4項をお読みください。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 佐渡市保育料の減免取り扱い要綱第2条第4号であります。前3号に掲げる場合のほか、市長が特に減免の必要があると認めた場合。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長、このところが違うのです。災害があったとか、生活保護を受けなければならぬ。そういうこととは違うことで起こった場合に市長がこれは減免の必要があるなど。これが税の減免と違うところなのです、市長。覚えておいてください。だから、こういうふうに合併したために3倍以上の保育料がかかるという場合は、こういうときに市長が伝家の宝刀を抜きなさいというのが第2条4項だと私は解釈しておるが、あなたはどうか解釈しています。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） この問題につきましては、課長からは個人の払うのはふえましたけれども、周辺の状況を考えると十分担税能力といえますか、負担能力があるというふう聞いております。ただ、この件は合併協議会の中でも取り扱いについて一定の全島挙げて同じ仕組みの中でやろうということで決まったようでございます。ただ、内容を見ますと、両津の方法とほかの郡部のやり方は違う。そこがここへあらわれてきたわけでございまして、このことについては先ほど申し上げたように、例えば家族が大家族でおられる人たちと別れて生活している人では、際立って負担の金額が違うというのは、個人的には問題だろうというふうに思っています。ただ、それを補うに余りある公平性と、それから周辺の環境調査をしたということが課長の方からありましたので、これはほかと平等に扱われるのだというふうに判断して結果を出したわけでありまして。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは市長に聞くが、私のようにこういう詳細な資料を示してあなたにお話をしましたか。3.3倍になるという事実を示してこうだという話をしましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） そこまでは詳しくはありませんでしたが。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、これはわからぬことなのだから、これはひとつ事務局と後で検討してください。

それでは課長に聞くが、この県の福祉課が保育事務を担当しておる者がこういう場合に、つまり基準に

については、こういうふうにしなさいと言っておる通達があるが、あなた承知していますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 一応承知をしております。

〔「どう書いてあります。承知しておるなら」と呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（熊谷英男君） 祖父母同居世帯の軽減についてで、それぞれの地域や家庭によって状況がさまざまであるため、市町村がその地域の実情に応じて設定するものであり、国や県が一律に基準を設けることはできない。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長聞きましたね。国や県が一律に市町村にこうせいということは言わぬのだと。そこは、市町村で考えてくれということです。したがって、こういうふうに合併した途端に3.3倍になる。収入に変わりが無いのにこういうことになる。ならばそれは地域において直せという、今これは本会議で答弁でいきなりそれを直しますという答弁あなたできないだろう。したがって、これは今後事務当局と検討願いたい。

次に、消防長。あなたそれでは私聞くのですが、この加賀資料の、いいですか。14年4月14日の意識レベル20、JCSとは何ですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

消防長。

○消防長（加藤侑作君） それでは、ご説明申し上げます。

ジャパンコーマスケールと申しまして、意識の度合いを示すものでございます。それで、俗に言う1けたというのはほとんど正常、それがこれは2けたになっておりますので、意識レベル20に2けたになっておりますので、うっすらと意識があると。それから、3けたになりますと、全く意識がほとんどないというようなジャパンコーマスケールという数字でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、あなたたちは傷病者観察カードというのを病院に出すのです。それに医師が書く。それを観察カードつづりというので保管をする。きょうお持ちですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 消防長。

○消防長（加藤侑作君） 今議員ご指摘でございますけれども、ちょっと持っておりません。実は、カードにつきましては、15年の4月1日から正直言って詳しい内容になっていることは事実でございます。これは、救命士が高規格救急車を運営をしておりますので、救命士も当然乗っておりますので、内容は詳しくなっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） つまり二重帳簿があるということなのです。これについてはどう説明しますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 消防長。

○消防長（加藤侑作君） 二重帳簿と言われますと、ちょっとせつない部分がございます。正直言って私どもは、傷病者と一緒に救急患者連絡票というのを医療機関にお渡しをいたします。そうしますと、先ほども申し上げましたのですが、軽傷であるのか、あるいは中等傷であるのか、重傷であるのかを記入してい

たきますし、病名をも記載して、これは統計に使わせてもらうのですけれども、3週間以後返ってきております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ここで本当は観察カードつづりを持っていらっしゃいというのです。ちょっとそこなら飛んでいくということができるが、できないですね。それでは、あなたにこの資料を渡します。どうぞ。差し支えなかったら、そこをお読みください。

○消防長（加藤侑作君） 東京高等裁判所裁判長の言葉、この件は重傷で大事件です。加害者に謝罪させます。交通事故で加害者に謝罪文を書かせることは、高裁始まって以来前例のないことです。よく調査して頑張りましたね。勝訴。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 本来なら観察カードを持っていらっしゃいということで、ここで議会がとまるのだ。しかし、多くの傍聴者もおりますし、この後の質問者もありますから、私はその資料を読んでいただくことで、ここでとどめるが、いずれ議会の決算特別委員会で見せていただきます、これは、いいですか。これで何年という間死ぬ思いをして、あなたたちのこの間違った傷病部位の説明がこの人たちをどんなに苦しめたと思いますか、あなた。東京高等裁判所の判事がこれはまことにむごい。東京高裁としては異例のことであるが、加害者にわび状を書かせる。その片棒を担いだのが消防署、あなたたちなのです。いいですね。先ほど言ったでしょう。私の資料の両方に弁護士の名前違う弁護士の名前があるでしょう。裁判で争っているということでしょう、これは。

そこで聞きたい。これをあなたは勘弁してくれみたいなことを言っておるでしょう。しかし、私は消防署といえども、職員がそう簡単にはできない。最近警察の事後調査に問題あるというふうなことでもってわあわあ言っているのがあります。この病名をかえるのをちょっと悪い考え方というよりも、疑ってみることになれば、警察と病院と消防署ともう一つ、場合によると保険会社が談合しないとできないことです。こういう問題をはらんでおるのだ。その中でその被害者がどんなに苦しんだかということはこの私の一般質問を通じて肝に銘じてください。もう一回謝罪してください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

消防長。

○消防長（加藤侑作君） 実は、14年の6月11日の日でございますけれども、先ほども申し上げたとおり当事者とそのだんな様が私どものところへお越しいただきまして、時間は13時5分から13時55分の50分間でございましたけれども、その中で30分ぐらい例の話、人の関係あるいはそれこそ大変な思いをされたことも拝聴いたしました。改めてご迷惑かけました。申しわけありません。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 一段落ついたところで、助役。あなた簡単なことを言っているけれども、いいですか。この加賀資料ナンバー1、もしこの日本通信機（株）が来なかったら、いいですか、次の2番目の札が1,500万かな、1,000万円以上の必要のないお金を佐渡市は払わなければならなかったということになるのです。財政多難の折に何と考えていますか、答弁願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） ご指摘の点につきましては、先ほど申し上げましたように、指名につきましては、それぞれの手続に沿いまして真摯に公明正大にやってまいったわけございまして、ただ我々も今いろいろと入札に伴いますさまざまな問題も今あちこちで起きております。私ども市といたしまして、これからもこの指名に当たりまして、あるいはその延長線上にございまして入札に当たりまして、これからは真摯に、また一生懸命の確にやってまいりたいというふうを考えております。このたびのこの指名に当たりましては、それぞれの業態の違うものでございましたものですから、結果としてこのような形になったというところでございます。財政的に厳しい中でございまして、私どもといたしまして、今後はこのような形で適正な処理を心がけてまいるといふことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは財政課長に聞きます。この設計に関する入札には、最低制限価格がありますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 設けておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 助役聞きましたな。もしこの日本通信機が仮にこちらのイントラネットのところへ入っていったとすれば、これはこちらの方のあれからすれば、3,000万は軽く浮くという数字が出る。ということは、3,000万も入札不用額が出るものをあなたたちの指名の間違いで余計金を出したということになる。これは、市民の財産を軽々しく棒に振ったということになるのです。あなたは、根拠があったら言ってください。私は責めるばかりではない。根拠があれば私はそのままそうかと納得と、こうなるのだけれども、ただ正規の手続でやりましたみたいなことを言って、結果としてそうでございますと言いますが、それではこの具体的にそこまで強弁を張るなら聞きましょう。日本通信機はなぜ入れなかったのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） 繰り返しの答弁になりますけれども、それぞれの工事のいわゆる設計委託によりまして、違う内容でございまして、それぞれの個々に検討した上で、結果としてそのようになったわけございまして、日本通信機が1回目の入札で落札価格が低かったということだけが2回目のイントラネットのところではそれをという話にはなかなかそうはまいらないというところでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 安いお金を入れたばかりに、つまり頑張ってお金を入れたばかりに、イントラネットの方を外されたら、こう思っておる。それでは、あなたたちの日本通信機にイントラネットというのも設計ができますかということをお聞きになりましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大竹助役。

○助役（大竹幸一君） 聞いておりません。そのことは全く聞いておりませんが、先ほど申し上げましたように、これからの指名のあり方につきましては、私どもといたしましては、特別な業務あるいは特殊技術というふうなものもこれからこういったいわゆる情報機器等の整備等になりますと、ますます複雑になって

まいりますので、私どもといたしましては、今後指名のあり方、公募型の指名競争入札あるいはプロポーザルというふうな方式を検討して、適正にやるように考えてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それではもう一つ聞きます。あなたたちは、この中尾宏行なる会社、100万や1,000万の単位の1けたではないのです。ほかの人が6,000万入れておるときに7億6,000万という数字を入れておる。2回にわたって1けた違う。これは、あなたたちが指名するときには、今後はどういう判定を下すのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

大竹助役。

○助役（大竹幸一君） この1回目の段階で極めて破格な額がついているわけです。これにつきましては、先ほども申し上げましたように、入札札を入れる方のいわゆる単位違いかというふうなことが疑われるわけですが、2度目のところでそれが恣意的で、そういうものであるかどうかというところがこれがまたわかりませんものですから、そういう形に結果として2回ともこのような単位違いと思われるような結果が出たわけでごさいます、私ども先ほど申し上げましたように、これから指名のあり方につきましては、その適切な業務の執行ができるのか。特殊な業務でごさいますので、先ほど申し上げましたように、いわゆる指名のあり方につきまして、いろいろと指名委員会で検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 今助役に私が質問しておるのだが、総務課長、財政課長、企画情報課長、農林課長、水道課長、これらが指名委員、今助役の言っていること、助役の後に答弁せいと、これ酷な話だけれども、助役にはわからないところがあるかもしれない。そこで、弁明の余地を与えるから、機会を与えるから、いや、こういう事情なのだといったら答弁してください。

それともう一つ、私に言わせればふざけたやつだなというふうに思うのだが、このべらぼうな金額を入れる中尾宏行社長のところの会社、何でおたくはこんな金額入れたのですかということ聞いてみましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 積算内容等については、聞いておりません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 静粛に願います。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 全くこれは不明瞭この上なし。よって、これについては後刻議会においてさらにこの内容を吟味させていただきます。でないと、お金を損してならない。では財政課長に聞く。あなたは、一番お金のことで苦労しておるのだが、私が先ほど財政分析をやって、115億というお金が浮くぞと、おれは控え目にやっておる。なぜならおれは議員だから、あそこ切れ、ここ切れとやたらとはやれない。だ

から、控え目。それでも115億というお金が浮くと計算したが、あなたどうでしょう。

○議長（浜口鶴蔵君） 財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 合併特例債等の事業に対して、見直しをすることによって115億程度が議員の方では浮くということですが、この点につきましては、財政厳しい折ですので、当然来年度の編成等においては優先的な事業の選択、そうしたものを当然考えていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、市長でも財政課長でもいいというのは変な話だけれども、加賀資料のナンバー7、県はまさに禁治産者になり下がろうとしている。赤の印がしておる。補助金の全廃、ふざけるのではないと言いたいが、補助金は分割でなくて、やらないぞと、こう言っているわけだ。それから、その下合併推進に伴う市と役割分担を見直すと言っておるのです。あなたこういう情報を得て、これはよくせきならぬことだなというふうに考えて、これから国、県と何とかしなければならぬというふうに考えておるか。ほうっておけばいいやと考えておるかどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 当然県が倒産といいますか、赤字再建団体になろうとしているところでありますので、ただごとではないという話、認識については一致している。それで、どういうふうにそれでは動いたらいいのかということになってくるわけなのです。ただ陳情するだけでもだめでしょうが、しかし動かないわけにはいかないということがございますので、議会終了後その前から連絡とり合って、市長会あるいは町村会も同じでございますけれども、大きな動きをしたいと思っております。その先ぶれみたいなものは、みんなこの記事ばかりではなくて、既にこういう問題については自覚しているわけですので、できるだけ早く対応と言ってもまた困るのですが……

〔「そんなもの対応せんでどうしますか。市長やめてもらわねばなりませんよ」

と呼ぶ者あり〕

○市長（野宏一郎君） そうかもしれぬです。ただごとではないということだけは認識をともにしておる。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 企画情報課長、あなたはおれの出番ないなんて思っておったら大間違い。そもそもこの7項目の支援措置というのは、合併特例法の中で決めたものではないのか。17年3月までに合併するものについては、これだけの支援措置をやりますので、早目に合併してくださいと言ったのではないのか。ならば国の約束を守れというのは当たり前なので、私は今議会に議会の皆さん方のご同意いただけるなら、これについては地方自治法第99条1項の意見書決議をして、それは郵送してはだめだ。それを持って総務省へ乗り込んで、せめて合併のときの約束だけは守ってくれよと、このぐらいの交渉をしなければならぬと私は今思っているのだが、どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

今ほど加賀議員さんのおっしゃったことはまことにごもったもなことだというふうに思っております。合併協議の段階におきましては、まさかこのようなことになろうとは思っておりませんでした。合併した

途端に三位一体改革あるいは市町村に対する財政の支援の面で当初と大きく違うということが判明をいたしました。私どもそれぞれ個々の部分、例えば下水道の事務費等あるいは選挙の事務費等につきまして、合併したら一挙に額が変わってくる。下がってくるということにつきましては、合併協議を担当していた者にとっては、承服しがたいという思いを胸に持っております。総務省の方とは個々に触れてそのことについてはやりとりをしておるところでありますし、また今ほど加賀議員さんがおっしゃったことにつきましては、重々胸に秘めて対応してまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私は、財政分析しても、ただ切りっ放しにすればいいなんて絶対考えていない。それではこれだけ国の財政が厳しくなった。県の財政が厳しくなった。しかし、特養に入れてくれと泣いて待っておる400人のお年寄りをあなたどうして救おうと思っておりますか。私は、きょうは案を持ってきておるのですが、まずあなたの考えを先聞きましょう。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 制度のことだけ言えば、特養の枠はないというふうに断られるわけです。ですから、例えばグループホーム始め、設備なら設備をそれではこちらですればいいのか、あるいは既存の建物を使えばいいのかという、これはまた維持費の問題で、保険の問題で押さえられてしまう。とにかくこの問題については、単に一つの市だけでできるかというのは非常に難しいのですけれども、当初の6月のときに議員からもご提案のあった話をもう一度聞かせていただいて、それはそれで並行して、こっちはこっちで苦しんでいるわけですが、議員の話をちょっとお聞きして、それができるかどうかについては、もう一回検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私は、国は金がない、県は金がない、おまえたちの要求はわかるができないということでは、佐渡の政治家の使命が果たせない。そこで、私はならば金つくって行政を頼らぬでお金つくってやろうかと、こう言いますが、財政課長できますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 財政の基盤として、一般財源の確保が必要だというふうに認識をしております。そのためには、今議員ご指摘のように、できれば市税の確保が一番いいと思いますが、なかなか今の景気状況の中では困難であるとなりますと、交付税等の依存財源によらざるを得ないと。また、補助金等についても国、県の補助事業を活用している点から、補助金削減等についても交付税等で十分調整をしていたるように議員等のご理解とご支援をお願いしたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私は、どんなに頑張ってもあと8年しかここにおれぬだろうというふうに思っているのです。そこで、そのためには何としても私の目の玉黒いうちにこれやらなければならぬと思っております。そこで、どうしても国や県ががたがた言うなら、私は目的を持ったお金を佐渡島民に訴えてそれをつくって、その力を起爆剤として一気に400人の特養に入れてくれと悲鳴を上げているお年寄りを救いたいと思っております。私がやるということでやったらできますかできませんか、財政課長、もう一回。

○議長（浜口鶴蔵君） 財政課長。

- 財政課長（浅井賀康君） 今のご質問については、大変難しい問題であるというふうに認識しております。
- 議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。
- 58番（加賀博昭君） その程度の勉強だからだめなの。いいですか。こう書いてある。寄附金により地方公共団体の行政活動に資するために特定の負担をすることは否定すべきものではなく、形式、実質ともに自発性、任意性が確保されるならばという、特段これを規制する必要はないとなっているのだ、地方財政では。財政課長どう思う、今私の読んだのは違うか、本当か。
- 議長（浜口鶴蔵君） 財政課長。
- 財政課長（浅井賀康君） 今議員のお話はごもっともだというふうに考えております。
- 議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。
- 58番（加賀博昭君） 市長、これから本当にこの財政多難の折に、本当に7万市の先頭に立ってこの仕事をやっていくというときは、あらゆる勉強をしてもらわねば困る。職員を叱咤激励して、せめて加賀博昭が持っているぐらいの知識はつけてもらわねばならぬと思うが、最後に市長の答弁を求めます。
- 議長（浜口鶴蔵君） 野市長。
- 市長（野宏一郎君） 自信あるご質問をいただきましたのですが、お金に色がついておるわけではありません。いい提案であればぜひやらせてもらいたいというふうに思います。400人とも500人とも言える特養というか、施設の入居待機者がおるわけでございますので、その問題については皆さんのご意見を伺って一緒にやらせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。
- 議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。
- 58番（加賀博昭君） 長時間質問させていただきましたが、37秒を残しまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。
- 議長（浜口鶴蔵君） 以上で加賀博昭君の一般質問は終わりました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時20分 再開

- 議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

次に、渡邊庚二君の一般質問を許します。

渡邊庚二君。

〔36番 渡邊庚二君登壇〕

- 36番（渡邊庚二君） お許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をしていきたいと思っております。

その前に、先般の連続の台風によりまして、多大の被害を受けられました関係者の皆様にご心からお見舞いを申し上げますとともに、市におきまして、速やかに必要な措置をとられますことをまずお願いを申し上げておきたいわけでございます。

さて、市長大変ご苦労さまでございます。私は、質問を極めて絞って申し上げますので、ひとつ肩の息を抜いてお聞きを願いたいと思います。ただ、答弁につきましては、質問者の意を十分お酌み取りいただ

いた答弁をいただきますことをご期待を申し上げる次第でございます。

さて、佐渡市が誕生いたしましたから6カ月を過ぎました。野市長が市政を担当することになりましたから、5カ月ということでございます、やっと市民の間にも佐渡市になったという実感を感じ取っていただけるようになったのではないかというふうに感じておるわけでありまして。ただしかし、昨日ご質問の中にもありましたように、佐渡丸の乗り心地が極めて上々だというふうに市民が感じておるとは私は受けとめておりません。むしろいろんな面で、例えば窓口の応対というふうなところで、合併をしてからかえって不便になったという市民の不満が数多く寄せられておるわけでございます。本庁へ行きましても、どこへ行ったらいいかわからぬ。いわゆるたらい回しをされる。支所へ行きましても、これは従来でありますと、その行政区域につきましては万能でありました理事者がいないわけでありまして、物事の結論がなかなか出てこない。あるいは何となしに支所がだらけておる。緊張感がない。あるいはまた、なかなか本庁との関係で答弁が返ってこないというふうな不満が寄せられておるわけでありまして、これは合併の過渡期ということで、やむを得ない面もありますけれども、これはひとつ関係者の皆さんがこの一島一市という世紀の大事業を達成するために、それぞれに決意を新たにしておいて合併の成果を上げる努力をさせていただきたい。これは、本庁の課長さん方もそうでありまして、市民との接点の多い支所長の皆さんに特にお願いを申し上げたいわけでありまして、職員の皆さんを督励をして、ともに汗をかいて、この新市の建設に立ち向かっていただきたいと、このようにお願いを申し上げたいわけでございます。

さて、ここで市町村合併の明治以来のことについてちょっと振り返ってみたいと思うのです。幕末には、佐渡市では265の村があったと記録されております。265というと大変な数でありまして、これを一つの村で見ますと、平均して3.2平方キロメートル、もし正方形に置きかえてみますと、一辺が1,800メートルでぐるっと回って7,200メートルということですから、昔の距離でいけば約2里です。ぐるっと回って2里というのが一つの村の生活圏域でありました。その後明治4年から9年にかけて、一時相川県が置かれたことがございます。その後若干の曲折を経て、明治34年に旧の25カ町村というものが設置をされております。この25カ町村の場合には、これは一つの町村が距離にして約23キロぐらい、だから自転車で2時間ぐらいで回れるというのが旧25カ町村のときの村の大きさでございます。そして、ご案内のように昭和30年に10カ町村に合併をいたしましたわけでありまして、これを平均しますと、一つの町村の面積は85平方キロ、これも正方形に落としますと、一辺が9キロということでありまして、四九、三十六キロということになりますと、一つの町村をぐるっと車で回ると約1時間、これが生活圏域であったわけでありまして、今この島民の暮らしは、ほぼ自動車でありますから、そうすると島の中心から端っまで行くのは1時間あればどこでも行かれるというのが今の島の実情であったと思っております。

したがって、市町村合併につきましては、生活圏域という面からすれば、何に抵抗はありませんでした。しかし、先ほど市民の皆さんが不満を持っていらっしゃるということは、これは合併協議会のおきからずっと指摘されていたのです。役場が遠くなるのではないかと。生活の面で不便になるのではないかと。そのとおりなのです。しかし、そういう合併の条件があるにもかかわらず、島民の皆さんが一島一市という道を選んだ理由は、1にも2にも今のこの佐渡島の閉塞状態というものを合併によって突き崩していきたいという、ここにかけて合併の道を選んだのであります。観光しかり、あるいは本土との交通問題しかり、農林漁業等の問題しかり、福祉の問題しかり、自然保護の問題しかり、これを十の町村でやっていたのでは、

にっちもさっちもいかぬのではないか。ひとつここで大同合併をして、新しい佐渡島というものをつくってこうという願いが今の佐渡市の誕生の基盤なのです。

したがって、私どもは市長始め、もちろん議員の私どももそうであります。公僕である職員の皆さんもそうした市民の期待にこたえていくというのが何よりも必要であるということを私はまず申し上げておきたいわけであります。そして、そういうふうな市民の悲願というものを達成するためには、まず情報の共有ということが必要でございます。6月の議会にも今回の議会にも、そういう面でいろいろ執行部から提案をされておりますけれども、私はこの執行部の提案というのは、いささか本末転倒である。このように思っております。もちろん佐渡テレビがあり、羽茂を中心にしたところのテレビ網を前回整備をしてきた。そういうものをつぎはぎをするために、イントラネットという方法を思いついたのか、それを取り上げて、まずそのイントラネットを全部基幹的に張りめぐらせて、そこから各家庭に支線を引いていくという、こういう発想であります。

ところが、市長市民の皆さんの願いは、行政側の都合を聞いているのではないのです。まず一つの市になった。市長が市民に対して何を語りかけるのか。あるいはまた議員のこの真剣なやりとりというものを自分の目で確かめたい。これが市民の願いなのです。ところが、それはいつの間にかイントラネットというわけのわからぬものになってきておる。一体情報を今皆さんがやりとりされております電話とか、あるいはパソコンとか、そういうものでどうしても解決のできない通信手段があるのかどうか。まず、そのことを、これが不都合だからやらなければならぬということがありましたら、まず最初にそれをお示しをいただきたいわけであります。

まず、テレビが見たいという市民の要望にこたえるためには、先ほどから例えば衛星放送システムというものがあるということで、私どももしばしば勉強会をさせてもらいました。この例えば今市が考えておられるイントラネットからケーブルテレビを引いていくというものと、例えば宇宙衛星システムでやる場合とどこが違うかということ、余り本質的には違いません。まず、映像を映すというのは、これは一緒です。防災対策に通信を発信するというのも一緒です。双方向の通信をするということもできます。ただ一つ、今のイントラネットを使ってケーブルを引いた場合に、衛星通信システムに比べてできないことが一つある。逆に言えば衛星通信ではできることがある。それは何かといえば、この島の情報を島外に積極的に発信することができる。これが大きな違いなのです。今市長どうですか。

この佐渡の観光というのは今どういう状態になっているかということは今さら申し上げるまでもありませんけれども、平成3年に121万人であったものが去年は73万人、ことしは8月末の統計でさらに3.5%減少しておるのです。このままいったら、70万人を切るかもしれないというふうな際どい数字になっております。これを金額で見積もったら、例えば平成3年のように121万人、今いらっしやったと仮定して、どのくらい観光収入、お客さんがお金を落としてもらえるかということを経算すると、これは昭和62年に観光協会が調べた数字があるのです。1人当たり約3万円のお金を使っておりますという、3万円を掛けますと、50万人減るのですから、三五、百五十億円です。150億円観光だけで今取り不足になっておるのです。これは、私は観光災害とも言うべきものではないかと、このように受けとめております。

例えば風水害や自然災害のように形では見えません。形では見えませんが、現実にそれだけのお金がかかってくるわけでありますから、これを平成4年からずっとトータルして、お客さんが減っ

た分に3万ずつ掛けていきますと、約700億円になるのです。それだけの収入が減ってきている。したがって、今新しい市がやらなければならない一番大事な仕事は、もちろん福祉も教育も大切でありますけれども、まず観光を振興して、島の活性化を取り戻すという、これが一番大事なのです。

私は、この7月の14日から3日間九州の鹿児島県の屋久島へ行ってまいりました。行った目的は、まずあそこは平成5年にユネスコの自然遺産の登録をしたわけでありまして。したがって、遺産の登録をした後の島の状態、特に観光等についてどう変わっておるかということをおひとつ勉強してきたい。それから、個人的なことでありますけれども、昭和30年に宮本常一先生が主催して、初めて離島振興青年会議というものが開かれたのです。私は、第1回目と2回目に出してもらったわけでありまして、たまたま屋久島からも青年団の代表で1人青年が来ておりました。それから50年のつき合いでありましたが、先年亡くなられましたので、そのお墓参りも兼ねて行ってきたのです。

ちょうど行きましたら、屋久島も佐渡島と同じように、いろいろ外部から中へ入ってはいろいろ文化活動をしていらっしゃる方があったのです。私は、日吉さんという方をお訪ねしまして、いろいろ事情を聞いてきました。この方は東京のジャーナリストでありまして、30年前に屋久島へ移りまして、それからずっと文化活動をしておられる方なのです。お聞きしましたのは、文化遺産に登録をしてからあと島がどう変わったかということをお尋ねしましたら、生活上では何も変わっておりません。自然遺産ですから、いろいろ生活規制があるのですけれども、あそこは80%国立公園の網がかかっているのです。したがって、同じようなものだから、それは不自由はありません。

変わったことと言えば、文化遺産の登録をしてからマスコミが一斉に取材に入ってくる。テレビが入る、新聞、ラジオ、週刊誌。そのことによって屋久島のネームバリューがぐっと上がって、お客さんがふえております。登録を受けた当時は7万ぐらいであったものが去年が31万人です。ただ、ここで31万というのは、あそこの場合には例えば佐渡島なんかとは統計が違っていて、全部島民が利用するものも含めて、例えば船、飛行機、利用した人が31万ということなのです。しかし、島の人口が1万4,000でありますから、それを仮に年に5回出ると想定して、そうすると6万ぐらい引いた数ですから、25万人が観光人口ということになるのです。あそこの場合には、私どものところと違っていて、どうしても島が離れておること、それから目的は全部山へ上がるのです。屋久杉とか、そういうふうなものを見たいということで、あそこは2,000メートルの山ですから、お天気を見ながらということになると、1人のお客さんがどうしても3泊、4泊ということになりますから、泊数で言えば佐渡よりははるかに多いということになるわけでありまして、いずれにしても、今25万人の観光客を迎えることができ、民宿だけで100軒あるというふうなことでありまして、このようにとにかく宣伝をする。宣伝をしなければ人が来てくれないのです。

佐渡の場合には、これだけの私も屋久島へ行ってみましても、ほかのところを見ましても、佐渡は決して劣っておるとは考えておりません。いっぱいいろいろな観光的なスポットもあるし、歴史的な遺産もあるし、しかしそれがまだ十分本土の人に理解されておらずというところに一つ問題があるわけでありまして、そのためには宇宙衛星システムを使って、ふんだんに佐渡の状況を本土の人に知ってもらおうというのは、これは佐渡の観光振興にとって一番大きな決め手ではないですか。それをできるのが宇宙衛星システムなのです。

今市が計画していらっしゃるこの情報網の整備ということについて、まずイントラネットことし施設を

して、それからケーブルで各家庭に引いていく。何年かかりますかと10日の日の会議でそういう質問があったときに、市長は3年かかりますと。しかし、財政が厳しいからどうなりますかというお答えでありましたが、私は今の財政の中や仕事のボリュームを考えると、3年ではなかなか無理なのではないかというように率直に考えております。市長のおっしゃるように3年ということにしましょう。しかし、3年ということはあなたの第1回目の任期が終わるということなのです。そうすると、市民の皆さんが期待しておる市長の生の声を聞きたいという市民の皆さんにこたえることができない部分が出てくる。これは、これからの佐渡を考える場合に大変大きなマイナスであります。私は率直に言って、今設計発注をしておりますけれども、あの設計料を捨てても、方針転換をするだけの価値はあると、このようにも考えておるわけですが、この点について市長はどのようにお考えでありますか。まず、お答えを願いたい。時間の都合もありますから、まとめてお答えをいただくことにいたします。

それから次に、飛行場の問題であります。この飛行場の問題は、前の市町村会で取り上げましたのは、昭和32年からです。昭和32年に初めて佐渡に空港つくるという相談が決まりまして、あとは非常にとんとん拍子だったのです。33年に自衛隊から工事に入ってもらって、34年ですか、ちょっと済みません、走り書きしてきたのですけれども。34年には開港しているわけです。県の空港に移っておると。とんとん拍子で来たのです。ところが、平成3年に2,000メートルの空港拡張しようというところから行き詰まってしまって、今日まで13年間もにっちもさっちもいかぬという状態になっておるのが今の現況であります。

だから、この最初の飛行場ができたときから、あと平成3年までの間に地元とどういうトラブルがあったかということをお私は存じておりませんが、今市長が考えのように、あくまでも2,000メートルの空港をつくりたいのだと、これではなかなか今の状況ではどうですか。10年でめどが立たないのではないですか。私は、そんな感じがしたものですから、昨年5月に有志の方と一緒に熊本の天草島へダッシュエイトという39人乗りの飛行機が就航しておるのです。それに乗ってみたいと、つまり体験飛行してみたいということで、去年行ってまいりました。大変快適でありました。あそこでは、たった1機で福岡まで1日4往復、熊本1往復ですから、5往復やっておるのです。年間7万人ぐらいの人を運んで、たまたま工事等がありまして、大変そのときには快適であったと聞いておるわけですが、それでその話を地元の代議士にしましたら、変えた方がいいのではないかと申し上げましたら、それはだめなのだ。なぜだめかということ、国土交通省で今プロペラ機を飛ばすというふうに、いわゆる縮小計画をすると、あと復活ができないから、2,000メートルのジェット空港をつくった方がいいのだという、こういうお答えでありました。

しかし、これは少しおかしいのでありまして、ということはさっきの屋久島と関係あることですが、私も同じように7月の14日に行ったときに、ちょうど屋久島ではこれは鹿児島から120キロ離れておるのですけれども、それまでYS11があそこは就航していたわけでありまして。ところが、今度は同じダッシュエイトで、75人乗りの飛行機がプロペラ機です。昨年の12月から就航している。たまたまそれに乗ることができまして、これは120キロの距離でYSよりも10分早く屋久島へ着くのです。非常に快適でありましたが、もし今これをやりますと、屋久島の今の空港は1,500メートルなのです、滑走路の長さが。幅は60メートル。ですから、そういうふうの方針を変えてやってみたらいかがですか。

同じように屋久島の隣の種子島があります。種子島では、屋久島と同じ1,500メートルの空港でありま

したが、お客さんがふえましたから、今度2,000メートルの空港に今拡張しております。だから、地元の代議士がおっしゃるように、一回決めたら拡張できぬというふうなことはないとは私は実例から判断をいたしておりますし、そうすればさっき地元の関係者にいたしましても、それはそういうふうに騒音が小さくなる。あるいはまた滑走路の延長が短くなるということであれば、話に乗りましょうということになるかもしれませんが、ここら辺についてはいかがですか。あわせてお考えをいただきたいわけであります。

そうすると、130人乗りのジェット機1機持つよりも、75人乗りの飛行機を複数持って、これは巡航速度650キロですから、650キロでYSよりも200キロ速いのです。ですから、東京でも大阪でも1時間そこそこで、東京なら1時間で行ける。大阪でも1時間そこそこで行けるのではないですか。1機のジェット機を持つよりも、複数のプロペラ機を就航させた方が島民の利便のためにはなるといことになるのではございませんか。あるいはまた観光客の誘客のためにもそれは使えるということになると思っておるわけでありますので、このこともあわせてお考えを願いたいわけであります。

次に、合併をした場合に、何よりも島が一つになったという思いを共有することが大事でありまして、そのためには小さい問題でありますけれども、旧町村にはそれぞれまちの木とか、まちの花とか、まちとかというものを持っておりましたが、この佐渡市の場合にも一つになったという市民の思いを一致させるためにも、こういうシンボルを早急にお決めになった方がいいと思うわけでありますが、これはひとつ年内に恐らく地域審議会の方が開かれるわけでありましようから、ぜひひとつ諮問事項の中に加えていただきたい。そのことをお願いしまして、第1回の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡邊庚二君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） それでは、渡邊議員に対するお答えをしたいというふうに思います。

昨今特に行政から発信する映像をどういうふう地域に配っていくかということで、いろいろご議論があります。今回の質問は、衛星通信の仕組みが一番速くて、かつ今の時期では適当ではないかというお話でございます。一応組み立てて書いたものをとりあえず読ませていただいて、それに加えさせてお話をさせていただきます。衛星通信システムについては、その利点において建築工期が短く、広範囲のカバーができる点、地上での保守の範囲が少ない。受信点の自由度が考えられるということでございます。衛星分野においては、2005年から5年間の期間で超高速通信実験衛星が上げられますので、次世代のシステムとして大いに期待するところであって、将来の理想的なものとして財政面で許されれば衛星と地上のシステムの両方が補完し合えるというのはいいシステムではないかということでございますが、現時点で見ると、単に比較でございますが、この比較はあくまでも有線と無線のメリット、デメリットにそのまま比例するものでございますので、そんな難しいことではありません。有線が便利か無線が便利か。それから、コストの問題があります。実際のコストは、衛星通信の方が圧倒的にかかるのでありますが、現在CSと言いまして、通信衛星の空きチャンネルを非常に安く販売するということができるようになって、この話が出てきたわけでございます。後ほどまた詳しくご説明したいと思います。

ただ、現段階で考えてみますと、安全性、伝送速度及び容量、双方向性通信等におきましては、地上系システムで光ケーブルの方がより優位な選択であると考えます。佐渡市としては、ケーブルテレビによる

情報の発信、双方向システムをより有効に使い、高齢化社会に向けて福祉、健康増進への活用、教育分野への活用、島内情報の蓄積と受発信、防災情報など、高度情報化時代のコミュニティー社会の形成を目指したいというふうに思っております。

また、衛星通信におきましても、来るべき次世代システムとしての位置づけ、その利用方法等いろんな角度から検証し、実用化の可能性を探りたいと考えておるわけですが、先ほど申し上げたように、衛星とそれから光といいますか、有線では、特色が非常に際立って違います。流すのは同じ光あるいは電流、電波でございますが、実際問題として、外へ漏れ出る無線とそれから線の中だけで完結する有線では、非常に違いがある。

一つには、セキュリティの問題があるわけです。周りからアクセスができる。中に入り込めるという欠点がある反面、だれでもが見れるという広範囲な機能を無線は持っているわけです。ですから、先ほど議員がおっしゃられたように、島外への発信は非常に楽になります。自分で線持っていなくても無線で、それは放映するエリアを通信衛星の場合大体日本全島をカバーするわけですから、それだけのカバー率は十分できるわけなのです。いずれにしても、今議会中に研究会をやらさせていただきますので、私が言うべきことではありませんけれども、議員がおっしゃられた一つすぐれているのに島外への配信が非常に価値があるというふうに申されました。もう一つは、速やかに佐渡島内へあまねく見えるようにしようということがあったわけで、一つずつやらせていただきたいと思っております。

島外への発信については、確かにできるわけですが、どういう発信の仕方をするかということ、通信衛星数百チャンネルある中の一つのチャンネルとして発信します。その発信の仕方は、通信業者が自分の影響下にあるチャンネルの中へ我々の映像を入れてくれるということもあります。例えばある旅行の案内チャンネルというのがあります。そこへ佐渡のチャンネルを余計に入れてくれる。我々がつくればそれを放送してくれますよということがあります。しかし、これメリットはそういうメリットがあると同時に、通信衛星を経由して見るチャンネルというのは、数百チャンネルある中で、人気のあるチャンネルと人気のないチャンネルは極端に差があります。例えば佐渡テレビジョンをごらんになっていただいている方はごらんになっていただけると思うのですが、例えばファミリーチャンネルとか、スポーツチャンネルとかいう、ああいうのは非常に視聴率の高い通信衛星経由のチャンネルです。ところが、そこへ本当に入れてくれるかという約束あるいは保証というのは、非常に少ない。なぜかというと、つくっている内容が問題でありまして、それを本当に放送してくれるかというのは保証がないということが一つあります。

もう一つの便利なのは、テレビ局が中継放送を通常佐渡へ来て、例えば曾我ひとみなら曾我ひとみと中継します。その中継車を持ち込む必要がない。つまり我々が借りたとして、借りている番組を放映するチャンネルがあいているという場合には、それを使って放映していいよと。そのかわりに佐渡について番組を流してくれよという契約ができれば、そういう面で佐渡へ持ち込む中継車の費用というのが少なくなるわけですから、非常にそれはメリットがあるかもしれません。でも、これはなかなか番組をつくるというのがお金がかかりまして、魅力のある番組をつくることに何千万と通常かかるのが通例であります。素人がつくった番組が本当に全国の視聴に耐えるかということ、ちょっと疑問であろうというふうに思います。ただ、メリットも当然あるわけで、どういうふうにメリットが出てくるかというのは想定できないところにこの通信あるいは放送の不思議なところがあるわけございまして、どちらがいいとも悪いとも言えま

せん。

ただ、この間全員協議会でもお話しさせていただいたのですが、一番の今の提案の中でちょっとまずいなと思われるのは、最初のイニシャルコストというのですが、当初の設備費は13億でいいというのですが、毎年2億円ずつの放送料、通信料がかかります。それは2チャンネルだけです。それで、私があのかときに実は今4チャンネル流しているよと言ったら、そんなのおもしろくないのは2チャンネル切ればいいと言われましたけれども、それでは本当に今流しているところのチャンネル2チャンネルを切ってしまうのかという問題は別の問題として起こるわけです。

それともう一つは、双方向にならないと、この金額では。双方向にしようとする、またはっきりわからないのですが、はっきりした提案がないわけですが、それは別料金ですよと言われているわけです。そうしますと、いや双方向なんか要らないのだと。今CNSだけでいいのだと言われたときに、今まで見ている人もやめなさいと言えないことが出てきます。ですから、それを納得本当にできるのかどうかということは、別の問題になって、線を引いてからあるいは設備をしてから住民からいや、あれは切ってもらいたくなかったのだと来たときに、さあ、どうするのかというときに、対抗できないといいますか、対抗という言葉は悪いのですが、きっちりとした説明が非常にしづらだろうというふうに思います。

ですから、長く言ってもしようがないので、いろんなことができる。それから、防災無線に使えるというお話もありますけれども、これは私の個人的な考え方ですが、非常に使いづらだろうと。恐らく消防署が企画している地上波と申しまして、地上で電波を流すという仕組みの方が安全だろうと。1軒1軒にアンテナを上げたのが例えば地震があれば揺れ動いて、すぐ受信ができなくなるわけですし、倒れても受信ができるようなアンテナでないと、万が一のときには難しいだろうというふうに思います。一つ一つ並べると、非常に問題があるので、これはぜひ皆さんで今度研究会と申しますが、客観的な考え方の中で選択は、提案は私どもがさせていただきますが、皆さん方のご納得、ご了解をいただければというふうに思うところであります。細かい比較等につきましては、また次のご質問にお受けしたいというふうに思います。

それから、空港問題について、私も今回佐渡市の誕生に当たって、空港の問題は観光と並んで最重要問題だというふうに思いまして、今までない回数で地権者の方々にお願いし、ある意味ではかなり突っ込んだお話をさせていただいております。全部が全部お話できるものではありませんけれども、今回につきましては、議員はプロペラ機による就航も考えてよろしいのではないかと。確かに国土交通省の企画は、2,000メートルでジェット機ということでございます。では、プロペラ機でどれぐらいかということ、一応の基準は1,500メートルで、プロペラ機の標準的な飛行場ということがございます。昔と違いまして、プロペラ機の中に非常に効率がいいと、それから手入れがやりやすいというか、メンテナンスビリティがいいと、あるいは維持費も安い。スピードも速くなっている。音も静かであるという期待が幾つか出始めておりますので、議員のおっしゃられるのもそれなりの説得力もありますし、現にそれで運用しているところがあることを考えますと、我々も一概に2,000メートルということはないだろうと。

ただ、飛行機の場合は小さい機体と大きな機体とで何がメリットがあるか。それではお客さんが乗らないのにそれほど大きなのを飛ばすわけにはもちろんいかないのですが、需要予測の4年前の三十五、六万人という状態を考えて、3路線を飛ばすということになりますと、一定の大きさがあった方がいいのでは

ないかということが言えるのですが、その理由は圧倒的に運賃に安くなる。実質安くなるということがあります。恐らく設定される定価というのは、ジェットフォイルとそれから新幹線とプラスタクシー料金、乗せたようなものになると思うのですが、しかしいつも満席であるということはありません。あいている席は今までの例によりますと、非常に安く旅行者に販売されております。それをくっつけて旅館の料金一緒にして商品をつくり、非常に安く売っているのが現状でございます。それは、現に佐渡へ来るより北海道や沖縄へ行く方がずっと安いというのは、そういう料金があるわけでございます。小さい場合にはなかなかそういうふうになりづらい。安く売れば、売り上げも下がってくるということでございますので、一定の規模の機体、それから周辺で飛んでいるような機体というのが非常に参考になるのではないかとこのように思っております。ですから、新潟空港へ就航しているあるいは就航してもいいと思われるような航空会社が適当と思われるような機体に合わせる飛行場というのが、それは非常に難しいことですが、非常に大事になってくるというふうに思っております。

ちなみに何度も今の飛行場の延長ということも言われたりしたのですが、それにつきましては、昔の基準でできているために、進入する角度がこれから延ばそうとすると、進入角をよりフラットにとらざるを得ない。そのために今の場合ですと、加茂湖の方へ大幅に出さざるを得ないというふうな問題も出てきて、今の場所が一番いいだろうというふうに思っておりまして、交渉を続けているところでございます。将来の問題も含めて、地権者の了解を得られれば、2,000メートルが一時的に1期、2期と分けることができるかどうか別にしまして、短くても今おっしゃられるように1,500あれば最大ジェット機でも150人近く、それからプロペラ機であれば七十五、六人というのが十分飛べるわけでございます。それも選択肢の一つになってくるのではないかと思っております。現在は、できるだけ佐渡の将来を考えますと、地権者の了解をいただければ2,000メートルということでございますが、何せ長い間の地権者とのやりとりが硬直化しておりまして、なかなか前へ進みづらい。ただ、一部我々の努力を認めていただける人も出始めているということも事実でございます。一層頑張らば地権者との話し合いをさせていただきつものでございます。

それから、佐渡市のシンボルの決定につきまして、市の花、市の木、鳥等を早く決めるべきである。そのとおりでございます。6月議会にも一部質問が出ました。市の花、木、魚、鳥については、合併協議の中で、合併後新市において制度化を図ることになっております。新生佐渡市をアピールする上で、また市民に一体感を持っていただくという観点からも、早急に制度化することにメリットがあるというふうに思われますので、公募等の選考方法を含めて検討し、今年度のうちに準備を進めて、17年の早い時期に決定してまいりたいというふうに思っております。

市民憲章についても同様でございます。合併後新市において制度化を図ることになっておりますので、この市民の精神的なよりどころとなる市民憲章についても、引き続き並行して作業を進めて、皆様方にご了解いただくように努力をするつもりでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡邊庚二君。

○36番（渡邊庚二君） 私最初にお伺いしましたが、なぜどうしてもイントラネットを通さねばならぬという市の見解をまだお答えいただいておりますが、これ一つお願いします。

それから、いろいろ衛星通信システムについては、今後勉強会の機会を持っていただけるということで

ありますから、そこで十分勉強させてもらいますが、今市長がいろいろ疑問だと言われたことに対しては、今まで私どもが会社側から受けている質問では、十分機能が果たせますということでありますから、その点も研究会のときにこれはまた十分検討してまいりたいと思うのです。先般トライアスロンのときに、ちょうどその会社が稲鯨と瓜生屋と水津で、実際にテレビを見せていただいた。私ども見に行きましたけれども、とにかくアンテナさえあればまずテレビはどこでも見れるという、この軽便さというのは私は買うべきだと思うのです。それから、今市が計画しておるケーブルによるところの配線というのは、これは膨大な費用がかかるでしょう、この後も。恐らく市長であったか、どなただったか、30億かかるだろうと。そのほかに新穂の関係を含めれば35億、今予算に上がっているものを入れれば50億という莫大な費用がかかる。これは恐らく初期費用は3分の1で済むのではないかというふうに私どもが聞かされた範囲では判断をするわけでありまして、そういう経済性というものもあわせてひとつご検討を願いたいと思っておるわけであります。

それから、関連しまして、先ほど市長は番組制作に大変お金がかかるというお話がありましたが、そういう面では私は市営テレビは大変なむだ遣いだと考えております。今はどうですか。真野に5人、羽茂に4人でしょう。9人体制で佐渡テレビ、制作、運営ということになるのかもしれませんが、やっています。今市が職員1人当たり負担している賃金というのは年間720万円です。720万円9人掛けたら幾らになります。恐らく6,500万ぐらいになるでしょう。これは人件費だけです。スタジオ代、番組制作費、これやったら大変なお金になるのではないですか。それで今出しているのが1週間に30分ずつの何か3回かの映像ということですが、これは番組制作というのは大変技術の要ることだと伺っておりますから、もちはもち屋という例えがございしますが、これは民間に委託した方がはるかに安く、はるかに立派な映像ができるのではないかと思うのですが、そのこともひとつご検討いただきたい。

それから、いろいろ先ほどケーブルテレビと衛星システムについてランニングコストのお話がありましたが、一体今全島にケーブルを張りめぐらして、この保守管理は市の直営でおやりになるのでしょうか。幾ら見積もっておられるのですか。私は、今佐渡テレビが実際にはやっていますから、それで今何人体制でやっておりますかこの間伺ってきたのです。今佐渡テレビでも幹線と引き込み等を含めてトータルで259キロです。259キロの保守管理をするために6人体制でやっておるのです、車2台に乗って。今回佐渡市が取り上げようというのは、もちろんこれ羽茂地区、南部地区も当然入るわけですから、そしてあと7,000世帯近くというのですけれども、圧倒的に場所が悪いのです。今佐渡テレビのエリアというのはいいところばかりですから、圧倒的に辺地が多い。これを一体保守管理を何人でおやりになるとお考えなのですか。そして、これを直営でやるというふうにお考えですか。あるいは民間に委託するというお考えですか。そこら辺のところをお聞かせ願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

野市長。

○市長（野宏一郎君） お答えいたします。

基本的なことをお話しして、あとは情報課長に説明させたいというふうに思います。確かにメンテナンスにつきましても、ラインの保守というのは結構お金もかかりますし、時間もかかります。その中に最初の50億かかるというのはちょっとオーバーだと思うのですが、恐らくこれは入札ですから、はっき

りわかりませんが、この後一部イントラの中に線を余計目に入れてやることも含めても新穂を入れて、新穂が7億ぐらいかかりまして、27億。あとのところ20億ぐらいだというふうに思います。これはまた詳しくは担当課に説明させますが、一つ設備としては保守の方はお金がかかる。つまり日本じゅうに映像を流せるのに佐渡だけを考えると高くなるだろうというのが1年当たり2億、片道だけで2億という考え。ですから、10年で20億、それから1億3,000万の整備を入れると三十数億が10年間でかかりますよ。その後もイニシャルコストについてはそんなに変わらないと思うのですが、2割ぐらい余計にプラスして、同じように20億。ずっと未来永劫10年間で20億というのはかかってきますよということなのです。

そうすると、これはイニシャルコストというのは、補助金等があるいは起債等でかなり安くなります、自己負担分は。ところが、一般会計から出ていく2億というのは自前で出していかなければいけないという、それが最後になるとかなりきつくなるのではないだろうか。それから、寿命も大体ケーブルテレビの通常の今までのケースからいえば20年やそこらは十分もちます。光ケーブルの場合はもっともつと思います。今までNTTも整備してから20年になりますが、今までケーブルをかえたことはない、こう言っているようでございますので、そういう意味でどっちがいいのかと言われると、先々考えなければいけませんが、システムというのはできるだけ一つの島は統合して、それからそのほかにもたくさん使い道のあることを考えると、映像が見えないという格差を埋めるために新たな格差ができるというのは避けたいというふうに思っております。

あと細かい保守点検料とか、そういうのについてはちょっと課長の方から説明させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） それでは、補足の説明をいたします。

イントラに関する年間の維持費でございますが、今の試算では共架料等を含めまして、約3,500万から4,000万というふうに見込んでおります。

それから、先ほど市長の方からケーブルテレビ等を含めまして、総体の金額でございますが、10日の日の全員協議会の中でお示した数字が新穂地区を含めまして約22億程度あれば、今13億のほかに22億程度あれば残りの5地区については整備をできるのではないかなというふうに今現在では見込んでおるところであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡邊庚二君。

○36番（渡邊庚二君） 私は、最初に質問いたしましたなぜイントラかという答弁がどうしても出てこないです。それはひとつお願いします。

それからもう一つ、今設置費のことについてはお聞きしましたが、保守管理をどうするかということについてどうしても返ってこない。

それからもう一つ、市長これは今市営テレビを民間に委託した方がはるかにいい映像が得られるのではない、安くなるのではないかということについてはどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 維持管理のことでございますが、維持管理については、委託の方向で検討

させていただきたいというふうに考えております。

それから、イントラネットの整備の必要性であります、公共施設間の情報格差をなくそうということがまず第1番の大きな目的でありますし、そのイントラネットの基盤、要は光ファイバーの接続をすることによりまして、順次各調整、発展性を持たせまして、住民の方々に対する情報提供を進めてまいりたいということで考えておるものであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡邊庚二君。

○36番（渡邊庚二君） 市営テレビを民間に委託したらどうかという話はどうなのですか。どなたが答えていただけるのですか。

それから、今課長からお話がありました保守点検は民間に委託するというのですが、それを幾らに見積もっているかということをお聞きから聞いているのです。幾らかかるかということが。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 先ほど申し上げましたように、委託をして年間の維持経費が約3,500万から4,000万というふうに見込んでおるということであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡邊庚二君。

○36番（渡邊庚二君） イン트라ネットですか。

○企画情報課長（齋藤英夫君） イントラです。

○36番（渡邊庚二君） だから、全部今の未聴視地区に全部ケーブルを張った場合の費用を幾らに見ているかと。

○企画情報課長（齋藤英夫君） その点につきましては、前回の資料の中でありますが、制作等を含めまして約1億というふうに見込んでおります。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡邊庚二君。

○36番（渡邊庚二君） 市営テレビを委託する気はないかどうかということについてのご答弁まだいただけていません。

それから、先ほど来衛星通信システムでやると、維持管理費が2億かかりますよということを繰り返しておっしゃっておられますけれども、今お聞きしますと、今のテレビが見えないところに全部ケーブルを張りめぐらせると、その維持管理費は1億見込みますよと。なお、ケーブルテレビの維持管理費がこれ3,500万から4,000万ということですから、これトータルすると皆さんが今やろうとしていらっしゃるケーブルテレビの方がランニングコストは高くなるのではないですか。どうも皆さんのおっしゃるのは、都合のいい数字ばかり並べているような気がするのですが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 補足しますけれども、ちょっと混乱しているようなのですが、ケーブルテレビの方には制作費が入っていると今彼は言いました。いずれにしても、そうするとそれは当然番組をつくることであれば、衛星放送にも同じようにかかるわけなので、整理をしないと、ちょっと混乱しているようなので、すぐわかりまして説明させます。

それから、保守管理料については、私聞いていないのですが、それ幾らぐらいかかるというのは、恐ら

く出しているの。それだったら今出しているからすぐにやります。

それから、番組制作を委託にするかどうかというのは、これはまた非常に難しい問題がありまして、例えば行政情報を市役所内に入って掘り出してくるというときに、それなりに周りには公にできないことも一緒になってつくらざるを得ないというところもございます。ですから、全部が全部民間委託というのはちょっとどうかなという感じが今のところは私個人としてはしているところでございますが、これから本格的にその問題についても検討するかどうかということも含めて、検討してもらわないとまずいのですが、今のところは二つに分かれて番組つくっていますから、その効率の悪いのをまず一つにすると。その後どうしても行政でないとなつてくれないものについては、行政がやると。そうでないものについては、民間に任せるとするのは非常にいいアイデアだとは思いますが。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 先ほど申し上げましたケーブルテレビの年間維持費用であります。約1億と申し上げましたのは、そのうちに番組制作費約3,000万円を見込んでおるということでありますので、通信運搬費あるいは電柱の共架料等となりますと、ケーブルでは約7,000万、イントラでは約3,500万程度というふうになると思います。そういう考え方で今進めております。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡邊庚二君。

○36番（渡邊庚二君） どうも今皆さんがやろうとしている仕事に対する計画性がやや欠けるような気がするのです。私はさっき申し上げた。例えば佐渡テレビで259キロ保守管理するのに今現に人を6人使っているというのですから、例えばそれに見合って、これから張るケーブルの長さというのはどのくらいになるかということは計算で出るでしょう。これからやるばかりでなしに、羽茂でやっていること、新穂でやろうとしていること全部含めてのことでありますから、そこら辺の計画はきちんとひとつお出しをいただきたい、こういうふうをお願いを申し上げたいわけでありまして。

それから、佐渡テレビの制作について、市営テレビについて、どうも内々のことがあるから民間には任せられないというのですが、それでは新潟県庁に県営テレビというのがありますか。新潟市に市営テレビというのがあるのですか。それは県営テレビというの私は見たことはないのですが、どんなものですか、ちょっと教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 新潟市のテレビは、三セクで新潟の市街地一円をカバーしています。これは、資本はもちろん主な資本は民間ですが、これについては議会中継などはやっておりません。通常の民間のケーブルテレビの会社です。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡邊庚二君。

○36番（渡邊庚二君） 市で直接おやりにならぬでも、例えば新潟が三セクであるというのなら、例えばそういうふうにやった方がはるかに効率的です。専門的な分野でありますから、これはひとつ今後十分にお考えをいただきたいと思ってお願いをしておきます。

それから、観光のことで私が今まで体験したことを申し上げておきたいと思うのですが、屋久島へ行ってきましたのは、先ほど申し上げたとおりであります。この間産業経済委員会で別府と湯布院に行つて

まいりました。私はその後すぐに今富山の小原盆の祭りですか、あれも見に行ってきたのです。その今感じておりますのは、例えばこの時期お客さんがふえているところ、屋久島にしても、湯布院だって今400万人です、泊まりと日帰り。担当者にお聞きしましたら、道路の事情でこれ以上お客さんを迎えることができないから、ふやすことは考えませんと、こういう答えだったのです。そこは、今までずっと例えば町の条例で建物の高さ制限しています。10メートル以上のものは建てられないのです、あそこの場合。屋久島はもともとそういうところですから、非常に穏やかな自然がいっぱいあるという、小原盆の踊りなんかにしても、この間私どもは9月1日に行ったらとても入れない。20万人ということでありましたから、8月の28日に行ったのです。それでも道路に座るところがない、いっぱい。恐らく期間中にしたら40万あるいは50万という人が集まるのではないですか。今観光地で何とか頑張っているところのキーワードは、全部自然です。佐渡島がバブルに浮かれて何か東京らしいものにあこがれて、そっちばかり向いていたために佐渡が見捨てられてきたというのが私は今の観光の実情だと思うのです。これを取り戻すためには、積極的に自然の美しさというものを島外に発信していく以外にはない。こういうふうを考えておきまして、その決め手に宇宙衛星システムというものを考えられないかどうかというふうに思い詰めておるわけでありまして、そのほかに市長の方で観光振興のためにこういう決め手がありますということでありましたら、どうぞこの会期中にお示しをいただきたいと思っておるわけであります。

以上、希望を申し添えまして終わります。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で渡邊庚二君の一般質問は終わりました。

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） ここで申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時26分 休憩

午後 4時37分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔25番 中村良夫君登壇〕

○25番（中村良夫君） 日本共産党、中村良夫です。最初に、台風災害による被災者の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

ただいまより一般質問を始めます。1点目に、台風15、16号災害による被災者への支援策、2点目に、介護保険要介護認定者の障害者控除、3点目に、少子対策、子育て支援、4点目に、防災計画の作成について、以上4点について一般質問します。

1点目の台風15、16号災害による被災者への支援策について。8月19日夜から佐渡市を襲った台風15号

の影響により、農林水産など大きな被害をもたらしました。台風16号と合わせると、さらに被害が甚大になっています。現地へ行きますと、農家からは2町歩の田をつくっているが、収穫は皆無に近い状態だと、基盤整備をしたところがあり、償還金を支払うお金が必要になり、大変困っていると。共済金は涙金が少々出るくらいだろうと。食べることもできないし、生活もできない。妻と60年間コツコツと農業をやってきましたが、後継者もいないし、続けていくかやめるか、今瀬戸際に立たされております。漁業関係者からは、船舶被害、定置網被害など、個人や漁港にも被害状況をきちっと調査してほしいなど、台風災害のつめ跡は今なお深刻であります。被災者の生活再建、農林水産の経営支援が緊急に求められています。

先日市長は、手当てに対しては県知事には対応について申し入れたと答弁していますが、そこで市長にお伺いします。被災者への主な支援策についてお伺いします。

2点目の介護保険について。平成12年、2000年に始まった介護保険制度ですが、さまざまな問題と課題を抱え、今2005年の制度見直しに向けた議論が行われています。社会保障審議会の介護保険部会は、6月に意見をまとめ、見直し案をこの秋に発表、そして来年の通常国会にかけて、2006年度から実施しようとする計画であります。今明らかになっている政府はどのような見直しを進めているのか。第1は、利用料の引き上げであります。現在の利用者1割負担を医療保険並みの2割から3割負担に引き上げる。第2は、保険料の二十歳からの徴収です。介護保険料徴収を現在の40歳からこれを二十歳にするわけです。第3は、制度発足後わずか1年しかたっていない障害者支援費制度を介護保険と統合することです。そして、第4は、要支援、要介護度1の軽度の高齢者をサービスから締め出そうとしていることなどです。そこで伺いますが、見直しされる介護保険についての現状と取り扱いについての見解をお伺いします。

2点目のもう一つは、介護保険要介護認定者の障害者控除について、要介護認定者、要介護度1から5の人は障害者控除が受けられますよということです。このきっかけは、ある自治体の高齢者福祉の担当者から身体障害者手帳を持っている方は障害者控除が受けられる。ところが、お年寄りはいずれも重度でも障害者控除が受けられない。公平にすべきではないかという声でした。新潟県を始め、国を動かす運動として全国へ広がり、国も認めております。身体障害6級より要介護1の方が介護が必要なことから、障害は同等ないしは重いと、これに対して国税庁は、障害者手帳と要介護認定とは連動していないが、実態として要介護認定者は障害者控除の対象者としてほぼ一致すると。限りなく近いと認め、要介護認定者は障害者控除ができることを認めました。そして、所得税法改正を受けて、当時の厚生省が高齢者の所得税法上の取り扱いについてという社会局長名通知を出されて、そこでは障害者控除の対象が拡大されたことを紹介し、障害者及び特別障害者であることの認定は、市町村長が別紙認定書を交付するとなっています。

そこで伺います。要介護認定者は、障害者控除は受けられますが、現状と取り扱いについて伺います。

3点目ですけれども、少子対策、子育て支援について、少子化は島の未来にとって深刻であります。子供は次代を担う社会の宝、少しでも安心して産み育てられる環境づくりを進めていき、思い切った応援策が必要であります。日本共産党として、住民アンケートを市民の皆さんのご協力でもらさせていただきました。その一部を紹介させていただきますが、子育てしている父母からの要望として、一つ目は、子供の医療費はせめて小学校入学前まで通院も入院も無料化にすることです。小学校入学前までの幼児医療費助成は、県内98自治体のうち計38自治体で実施され、人口規模の小さな市町村でも子育て、人口減対策として

広がっています。30代の女性からの声ですが、他県では小児医療費無料が多い中、530円の負担といえども、遅れていると思います。

二つ目に、市では複数の子供が同時に入所した場合の保育料の軽減策はありますが、別々に入所した場合には適用されません。同時入所でなくても第2子も安心ということで、別々の入所の場合にも軽減すると、簡単に言えば同時入所でなくても、同時入所したと思った保育料にすることです。思い切った保育料の軽減が必要であります。30代のこれも女性からの声ですが、保育料が暫定時と決定の差があり過ぎて驚いたと。男性からは、保育料は収入に応じてなのかもしれないが、高過ぎるという声です。

三つ目に、学童保育は少なくともすべての中学校区で実施する。40代の女性からは、学校が完全週休2日制となり、共働きをしている家庭では、土曜日などが休みはないので、子供たちが安全で遊べる場所があったらいいのですがという声であります。働く父母や子供の健やかな成長のために、図書室などの学童保育の充実が求められております。

四つ目に、子供が安心して登下校できる街頭、歩道の整備をする必要があります。40代の女性からですが、けれども、国道の街頭が暗くて、小学校の子供が無事帰ってくるまで心配ですと。新町に新たに街頭を設置したように、他の地区へも設置をお願いしますという声であります。子供やお年寄りの立場に立って歩いてみますとわかりますが、暗くて大変危険なところもあります。通学路なのに歩道がないと。あったとしても途中で歩道が切れていると、早急に調査をお願いしますと、対策済みにはしていただきたいということでもあります。

五つ目に、相川で実施しております奨学金制度は、相川だけに適用されていますので、わかりやすいように佐渡市になったのですから、全島に広げたいかがでしょうか。まだまだたくさん要望があります。今回はここでおきますが、合併の大きな柱として新市建設計画では経済支援も含みまして、子供を安心して産み育てられる環境づくりが必要ですよとっております。以上について見解をお伺いします。

最後の4点目に、防災計画の作成についてです。一つ目に、旧市町村ではいざというときに備えて、防災計画をつくって対応してきました。佐渡市は、防災計画をいつ作成するのか。

二つ目に、佐渡市内は面積的にも広くて、地形も多様であります。住民ぐるみで防災計画を作成する必要があるが、どうでしょうか。

三つ目に、旧真野町の友好都市である国分寺では、住民ぐるみで防災計画を作成しております。しかも、防災計画だけでなく、マニュアルも作成しているが、そこまでやる必要があるのではないかとお伺いします。

これで私の第1回目の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） 中村議員の質問にお答えいたします。

台風15号、16号、その後18号も連続して襲ってまいりましたけれども、おっしゃるとおり台風被害のつめ跡はまことに深刻でございまして、ほかの議員の質問にもありましたように、壊滅的な地域が特に風当たりの強い地域では、ひどい状態でございます。余りに日々その状態が悪化しておる。あるいは被害総額

がふえているというふうな状態がございます。現在では、共済の坪刈りに市役所の職員も動員して日々努力をしているところでございます。

基本的な考え方としては、農協とあるいはその他機関と一緒にあって、そろそろ一つの方向が出始めてきておりますので、それに今検討はしておりますけれども、上乘せする融資、それプラス利子補給ということを中心に検討を指示しておるところであります。内容につきましては、後ほど課長の方から説明をさせたいというふうに思います。

高齢者福祉についてでございます。来年春見直しになる介護保険につきまして、現状と取り扱いについての見解を問うということでございます。これは、平成12年4月にスタートした介護保険制度については、介護保険法附則第2条の規定により、制度施行後5年間を目途として見直すことになっておるわけでございます。このために厚生労働省は、社会保障審議会で平成17年度の制度見直しに向けた介護保険制度見直しに関する意見とする報告書を取りまとめました。内容は、1、介護予防に重点を置いた総合的な介護予防システムの確立、2は、施設給付の範囲水準の見直し、3は、地域密着型サービスの創設等、4、サービスの質確保の向上、5、保険料等の負担のあり方を見直し、6、保険者機能の強化等になっておりますが、内容につきましては、議員おっしゃられたとおり、必ずしも非常に見直しの期間が短い割には大幅に負担がふえているということもございます。

また、被保険者、受給者の範囲については、障害者施策とのかかわりで、今後も引き続き議論を進めていくことになっております。これらを受けて、厚生労働省ではこれからの改正法案をまとめ、来年の通常国会に法案が提出される予定となっております。本市においても、これらの一連の動きに注目して、17年度の策定を予定している第3期介護保険事業計画に反映させていきたいというふうに考えております。

次に、要介護認定者の所得税上の障害者控除についてでございますが、高齢者につきましては、所得税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者等として、市町村長の認定を受けている者が障害者控除の対象となっているわけでございます。本市においても、要介護認定者等が障害者控除が受けられるように高齢者の障害者控除対象者認定実施要綱を策定いたしております。佐渡市になってから残念ながらまだ認定書の交付はいたしておりませんが、今後周知を図り、申請を受けて確認の上、認定書を交付していきたいと考えておるわけでございます。

子供を安心して産み育てられる環境づくりの新市の建設計画をどういうふうに組み立てるかということでございます。幼児医療費助成制度で対象年齢を就学前までに引き上げて、医療費を無料化にしてどうだろうと。就学までは無料化にしてはどうだろうと。現行制度では、対象年齢を就学前に引き上げた場合には、平成15年度実績をもとに試算しますと、その年の流行性疾病の発症状況にもよりますが、現行制度での件数により年間5,600件、金額にして約1,400万程度の増額が見込まれます。当然のことではありますが、県の補助事業の対象外ということにもなっているわけでございまして、それでは県内の市町村、ほかのところはどうかというふうに見ますと、平成16年4月現在入院、通院とも就学前までの助成を対象にして実施している市町村は38市町村でございます。そこで、幼児医療助成制度の対象年齢の拡充については、これからは県内の状態を見ながら検討していきたいと考えておりますが、おっしゃられるとおり、少子化の問題は佐渡にとっても非常に大きな問題でもありますので、真剣に考えていくということでおりますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

それから、少子対策、子育て支援の（１）でございますが、子供を安心して産み育てられる環境づくりの中の②ということで、第２子、第３子の保育料の減額免除のお問い合わせでございます。少子化対策の一環として、佐渡市では合併協議により、同時入園児童の２人目の保育料を国基準の10分の２、３人目は無料とし、当初予算では前年度比較では約6,400万円を軽減するという形で、保護者の負担軽減を図ってきたところでございます。ご質問の同時入園でない第２子、第３子以降の減額免除でございますが、保育園児童の入所状況、次世代育成支援推進協議会での審議をいただいている過程を踏まえて、また財政事情も勘案して、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

③でございます。学童保育につきましては、現在両津、佐和田、金井、畑野、真野の５カ所で実施しております。平成16、17年度建設計画で小木こどもセンターが建設され、学童保育を実施することになっております。学童保育については、保護者のニーズが高いことから、今後小学校低学年での児童数や次世代育成支援推進行動計画の中で、年次計画を立てて取り組んでいきたいと思っています。私の真野のときの経験から申し上げて、非常にニーズが強かったものですから、たまたまここにいる教育委員長の部屋が今度あくということで、そこを緊急的に場所提供して、ボランティアでやっていただいているという状態でございますので、ぜひそのほかのところに若いお母さん方が働きやすいように、子供を産みやすいように、お金を余りかけないでもできるという方策はとっていききたいというふうに考えております。

その前に、教育長で答弁をいただくところは、ちょっと外しまして、防災計画についてお答えいたします。防災計画の作成についての①でございます。９市町村では、いざというときに備えて防災計画をつくって対応してきたわけでございますが、佐渡市はいつ作成するのかということでございます。防災計画につきましては、風水害対策編、震災対策編、資料編の作成が必要であります。風水害対策編につきましては、原案ができていますが、今後震災編、資料編の作成が必要で、現在その準備を進めているところでありますので、本年度末には県との協議を終え、お示しできるというふうに考えております。

②、佐渡市内は面積も非常に広うございまして、地形も多様で、住民ぐるみで作成する必要があるかどうかということでございますが、地域防災計画については、災害の予防、応急対策、復旧対策について、その基本的事項を定めるもので、今後この作成については防災会議を設置します。そして、策定を進めていくということでございます。

③、旧真野町の友好都市である国分寺では、住民ぐるみで防災計画を作成していると。同時にマニュアルもつくっているというご質問でございます。言われるとおり、佐渡管内は広く、地形は多様であることから、マニュアルの整備は必要だというふうに考えておりますので、今後検討させていただきたくてでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 教育長、答弁求めます。

○教育長（石瀬佳弘君） 少子化対策、子育て支援で、教育委員会の関係するところを述べさせていただきます。

一つ目は、登下校の街頭、歩道の整備であります。これにつきましては、毎年定期的に各学校から要望を聴取しております。その件について担当機関と協議して、順次整備していくということになっております。今後とも子供の安全を第一にして整備していきたいと、このように考えております。

それから次に、相川で実施している奨学金制度の件でございますが、これは議員ご指摘のとおり旧相川

町の相川町奨学基金条例を引き継いだものであります。相川町の12名の方からの寄附を基金にしておるわけで、学業にすぐれ、かつ心身ともに健全でありながら経済的理由によって就学困難な学童を支援し、育成を図ることが目的であります。そういうことでもありますので、もしこれを他地域に広げるといふようになりますと、別の奨学基金制度を設置する必要があります。これにつきましては、国の育英制度もありますし、そういう面からどの程度必要な要望があるのか。そういうことも調査してみないと、ちょっと何とも言えないわけですが、今後十分調査して対応していきたいなど、このように考えております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） 中村議員の質問についてご説明いたします。

昨日渡部議員の質問にも説明させていただいた被害額等については省かせていただきます。それで、一番質問の中の被害者への主な支援策ということになるわけなのですが、昨日の段階でもはっきりした説明はできなかったわけなのですが、対策本部を8月27日に立ち上げまして、それからの間には対応策ということとをずっと関係機関とも相談しながら進めておるわけなのですが、今確実に言えるというのは申しわけないのですが、まだ確定したものはないので、昨日も話したように、新潟県の農林水産業振興資金の利子補給については、7月災害と同じような取り扱いでということで、その方向で進んでおります。

それと、今共済組合の方で損害評価をやっていただいているわけなのですが、その被害認定を早急にいただきまして、当然一緒に連携をとりながら対応していく格好になるかと思いますが、被災農家、個人の損失補償といいますか、それが一番必要になるわけなのですが、先ほど中村議員も言われたように、評価額というのは、最高にいただいても約半分、すべてが米がとれなくて、半分ということですし、率によって大分下がることとなりますので、そういうことからいきますと、当然支援策が必要になってくるわけなのですが、今一番考えられることとしては、借りていただくお金の無利子助成を考えておりますので、できるだけ低利で借りていただくということで、対策本部を立ててからJA佐渡農協さんとは打ち合わせをしながら進んでいたわけなのですが、その他の金融機関とは今現在担当の方で細部について相談させていただいておりますので、近いうちにその対応を決めて、できるだけ早い機会に皆さんの期待に沿えるような格好で進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） では、2回目いきます。

台風災害による被災者への支援策です。最初は、市長にお伺いします。台風災害で被災者のところへ行きますと、先ほどお話ししましたけれども、こんなのではとても生活できないと。農業をやめるしかない、こんな声があります。それで、それを行政がご案内のように農業というのは、地域を支える大事な産業なのだと、佐渡市がきちっと支援していただきたいと思っておりますけれども、そのためには行政ができる支援策、考えられることは幾つかあると思うのです。その1点、ずばり現物支給、現金支給です。お見舞金をやっていただきたいのですけれども、市長やりますかやりませんか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 今のところは農協やその他の組織と連携をとりながら、先ほど申し上げましたけ

れども、利子補給、それからまだ融資枠の要望がどこまであるのかという調査ができていないということですが、私としては融資まで含めて別枠で考えております。そのように指示はしておりますが、見舞金については、今のところ考えておりません。大体それでも被害は出切ったところのございますが、それも農協等の話し合いの中では、どういうふうになるかを聞いてみることにさせたいというふうには思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） お見舞金をできないというか、もうちょっと聞いていただきたいのですけれども、何のために合併したのか。何のために行政とか、佐渡市があるのかということなのですかけれども、困っている人たちが目の前にいるわけです。イントラネットとか、先ほどのケーブルテレビ、大きな特例債、借金をしてまで事業を進めようとしていますけれども、よくその辺を見ますと、住基ネット、いろんな議員からも質問出ましたけれども、住基ネットの関係で、全体的にこういう事業をやると個人情報というのが保護とか、安全問題、なおざりにしたまま進められているのです。そういうふうに私考えるのですけれども、そういうものをこういう状況を台風のことを考えますと、一たん置きまして、その事業は、凍結して。これからよく事業をやる場合大きなお金がかかるのですから、内容を調査して、時間をかけて私は進めた方がいいと思うのです。例えば新潟の方でも水害ありました。鳥取県の水害では、被災者支援策はダムを中止にしてまで手厚く被災者の方に救援をしています。市長、いかがでしょうか。もう一回お聞きしたいのですけれども。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 見舞金ということでございますし、イントラネットのところまで波及しているのですが、この件につきましては、最大限の法令あるいは今までの例に倣って、あるいはバランスの上から最大限の案をつくるようにというふうに担当には指示しております。担当の方も今まで農協等と打ち合わせしながらやっておるようでございますので、その中のバランスの中で災害の程度の大きさ、それからほかの場合とのバランスというふうな形で上がってくるのを今のところ待つつもりですが、先ほど申し上げたように、ぜひ生活の問題があるところには融資、それから融資の金利をできるだけ下げるために金利補てんということについては、そういう要望があったときには農協等の上乗せをしてでも対応できるようにしたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 融資については、この後僕もお話しさせていただきますけれども、今回水稲、田んぼの被害が約三十六、七億と言われておりますけれども、これからのまた調査によっては、被害額がもっとあると思いますけれども、農家の方が自分のところで食べる保有米もないと、農家から出ております。そういう保有米をお米を農家の方が外から買わなければならない状況、本当にせつないです。お金でやったらどうですかというのですけれども、保有米をもうちょっと突っ込みますけれども、お米を買える足にできるような、例えば私は考えました。4人家族だったら1人1万円と見て4万円ぐらいのお見舞金、先ほど市長はお見舞金無理だと言っているのですけれども、そういうことなのです。そして、あるいはお金でなかったら、あるいは農協と協力していただいて、お見舞いの米を被災者の方に支援策としてやるとか、こういうことなのですかけれども、いかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 仰せのとおり農協との具体的な打ち合わせをしております。その内容については、どこまでいっているか、ちょっと課長に説明させたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） では、説明いたします。

今農協で考えていただいているのは、以前にも非常に不作のときには飯米を少ないところについての対応ということで、農協さんが主体になりまして、各農家から米でいただいて、飯米農家の方に提供した経緯があるということを知りましたが、今回話し合いの中では、佐渡農協さんが中心になって、もちろん市も一緒になって取り組むという話で進んでおりますが、各農家から1,000円の寄附をいただいて、それを被災農家の方に米を買って対応しようということで、今現在進んでおります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今の農林水産課長の答弁、具体的にわかりやすい答弁でした。融資制度ですけれども、少しでも制度というのは利用しやすい、活用しやすい融資制度、制度はあるのだけれども、利用できにくい、活用できにくいというのものもあるもので、例えば無利子、無担保、それから無保証人と長期返済ができるような制度を佐渡市として私はバックアップしてつくっていただきたいなと思います。具体的には、今農業でもそうです。漁業でもそうです。林業でも、今お金を借りている。返済しなければならないということがあります。返済を一、二年置くようなことも私は考えられると思うのです。そこを考えていただきたいなと思います。

もう一点は、農業の場合でしたらば、ことしの収穫はもちろん来年の作付さえ懸念される事態であります。これどういうことかということ、先ほど高齢の方が農業をやっていますけれども、続けるかやめるかと悩んでいるわけです、この台風の被害で。そこで、耕作放棄をこれ防ぐというか、支援を考えなければならぬと、そのためにも来年の生産資金ですか、いろんな資金が要るわけですから、貸し出しを含めまして、融資制度をぜひ考えていただきたいなと思います。市長いかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） ごもつともだと思うので、今も農協と一緒に作業を進めていますが、それを一層協調体制をとりながら前向きにしたいというふうに思っておりますが、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） ぜひ実態に合ったようなものを困った人たちが具体的に支援できるような内容の融資制度をつくっていただきたいなと思います。

もう一点は、これは1日目のほかの議員からも質問がありましたけれども、各種制度の減免であります。介護保険、それから国保税とか、いろいろあります。市民税、固定資産税とか、それから公共料金で言えば水道料金とか、先ほど話した保育料、こういった減免、それは今回この間の答弁ちょっと僕もわからなかったのですけれども、やっていただけるのでしょうか、お伺いします。では、課長の方からお伺いします。市民課長。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 税に対する減免に対しては、先般渡部議員にもお答えしましたとおり、調査中で支所において申請があれば市長と減免対策を行っていききたいというように考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） それでは、介護保険の減免、社会福祉課長、どうぞ。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） それでは、ご説明申し上げます。

社会福祉課の関係いたします災害等による減免の規定であります。まず保育料につきましては、災害等の場合保育料の負担が困難になった場合には減免規定がございます。それから、介護保険料につきましても、減免規定がございます。ただし、介護保険の場合は、第1号被保険者でその家庭の生計中心者がということになっておりますので、生計中心者の場合が農業なら農業でということでない、ちょっといかがかなというふうに思っておりますが、一応こういった規定がございます。それから、養護老人ホームの入所者に対する負担金の部分での減免規定もございます。その辺でもし具体的にご相談いただければ相談に応じていきたいと思っております。それから、貸付金制度の関係であります。行政直接ではありませんが、社会福祉協議会の方で生活福祉資金の貸し出しという制度がございます。これは、生活困窮者等の関係でどうしても災害に遭われて、当座の生活資金に不自由を来しておるという場合には、3%という低利で貸し出しする制度がございますので、この辺につきましても、社会福祉協議会あるいはそれぞれ支所、本庁の担当窓口等でご相談いただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 水道料金の担当している課長、お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 水道課長。

○水道課長（植野研一君） 説明いたします。

災害に関しまして、施設が被災を受けた場合には減免規定はございますし、水道料金につきましても、支払い能力がないという判断があった場合ですが、あった場合には減免規定がございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） それと、もう一回市民課長にお伺いしたいのですけれども、私もいろいろ調べたのですけれども、国保、医療費の減免があるのです。国保の医療費が減免できますという、かかった医療費が減免になりますということを課長から資料をもらいました。お伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 先ほど佐渡市条例の中での減免措置は申し上げましたけれども、今中村議員さんからの質問で、国民健康保険法第44条の一部負担の減免というのがございます。それは、医療機関に支払い一部負担金の減免でございますけれども、この減免規定の中に三つございます。3点ございまして、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、死亡したり、精神または身体に著しい障害を受けた。または、資産に重大な損害を受けたときと、これが第1点でございます。それから、次の部分ですが、干ばつ、冷害、雪害等による農作物の不作、不良、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき、また事業または業務の休廃止、休業等により収入が著しく減少したときと、この3点が対象ということでございます。これについては、市民課の方にもしそういうことがあれば申し出ていただければ

ば、対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 余り詰めませんけれども、とにかく各種制度、減免できるものは本当に被災者の方困っているのです、助けてやっていただきたいと思います。

そして、周知徹底が大事なんですね。申請出すといってもわからないのです。そういうときこそ大いに周知徹底をしまして、テレビを使ってほしい。先ほどイントラネットと言いましたけれども、こういっただけでテレビを利用して、大いに宣伝していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、介護保険見直しについて、その見直しが高齢者の生活の質をどう高めるかという視点からの見直しではなくて、先ほど1回目に質問しましたけれども、専らコストを削減して、負担をさらにふやすという方向でしか検討されていないのです。不安を広げるだけでありまして、これは当初政府自身が介護保険というのはバラ色に描いた、自ら選べて選択の自由な介護保険制度の理念から全く外れた見直しであると私は言わざるを得ないというふうに今は考えているのです。国がそういう方向でありまして、いろんな問題があると思うのです。まだしっかりとこの案がもともとそういう方向なのですけれども、今いろんな話し合いをしていますので、自治体としまして、県や国に佐渡市の実態に合った介護保険ですか、それをぜひとも私も勉強しますので、今から研究していただきたいと思いますので、課長いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） それでは、合併の関係でご説明させていただきますが、若干中村議員の中に誤解があるのかなということで、ちょっと長くなりますが、ご説明させていただきますが、実はこれ厚生労働省の諮問機関であります社会保障審議会の中の介護保険部会が今年の5月からことしの7月まで16回にかけていろいろ意見を検討してまいりました。その結果が7月30日に厚労省の方へ出された。それを受けて私たまたまであったのですが、8月5、6東京でのセミナーで厚労省中村老健局長、それから介護保険課長の藤木さんのちょうどお話を聞く機会がありました。その中で、言われていることの中の一つとして、先ほど中村議員の方から4点ばかり上げられましたが、利用料の引き上げという部分では、むしろ第2階層、佐渡市で言いますと、今のところ1,875円月額第2階層の層についてはもう少し下げた方がいいのではないかという意見だったようです。それから、全体としてももう少し見直しをすべきだと、いろんな部分で。それから、低所得者にもっと配慮すべきだという意見のようであります。それから、20歳からの徴収、障害者の統合については、もう既に決まったかのようなご質問でありましたが、まさにこれから正直介護保険部会の審議の内容、その意見を受けて厚労省本体がこれから8月から具体的にどうしていくかということを検討するのであって、まだはっきり決まっていけないのだというふうな説明でありました。

それから、軽度の要介護度1、2のサービスが低下をするというか、サービスが締め出されるというふうなお話でありましたけれども、これにつきましては、要介護の1と要支援の関係者については、新しく新予防給付という制度を設ける部分と従前の介護給付で残す部分と2通りの仕組みを今検討しておるということで、要支援や要介護1の方が介護保険や制度からはじき出されるということではないのだというふうな説明がございました。それから、障害者の統合につきましては、全国の障害者団体の全国規模の団体、

8 団体が今意見が真っ二つに割れております、4 対 4 で。介護保険に統合すべきという意見、それから反対という意見、その辺を厚労省恐らくマスコミにリークをして世間の反応を正直探って、今まさにどうするかということを検討されておるのではないかと。それから、中村議員言われましたように、総費用、いわゆる国が正直費用がかかっておるということ、12年度当初では3兆6,000億円全国での介護保険の総費用でしたのが、今現在は6兆1,000億、あと10年後には12兆、20年後には20兆円になると、こういった危機感から国は底辺を広げていきたいということで、20歳あるいは30歳ということで、今検討しておりますが、この辺については、私も正直先ほど言いましたように、恐らく20歳かあるいは中をとって30歳という線が出てくるのかなと。どう考えても、来年の通常国会に法案が提案されるまでは、憶測でしか今のところありません。その辺で私どもが考えられる部分については、今からいろんな部分が内部検討を行っておりますが、法案そのものがまだ提出されておられませんので、佐渡市としてどうするかという部分につきまして、具体的な回答はできませんので、よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 次に、介護保険ですけれども、二つ目の要介護認定者の障害者控除に関してお伺いします。その前に、市長の基本姿勢についてお伺いします。

今多くの市民は、深刻な不況の中で大変不安な生活をして苦勞しているわけですが、ことしの所得税法ですか、地方税の改正は、個人住民税の引き上げとか、高齢者控除の廃止による増税、それから公的年金控除の縮小など、新たな住民負担を押しつけるものとなっているのですけれども、これは年金生活者や高齢者、こういった方々への新たな増税を押しつけるものであります。高齢者の最低の生活を脅かすもので、医療費、そして年金、今先ほどお話ししました介護保険料、本当に大変な生活をしているわけです。こういった状況だからこそ、一人ひとりの市民が生活防衛のために活用できる制度、これは大いに活用していただいて、佐渡市民に周知徹底していただきたい。そのために佐渡市長として最大限努力するよと、私は最大限努力するよと、そういう政治姿勢として、市長はそういう立場で佐渡市政運営に当たっているとご理解していいでしょうか。野市長のお気持ちをお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 国も県も我々も、非常に厳しい財政状態の中におりまして、呻吟しておりますし、当然制度が変わるといってもそれぞれの国の手元不如意が原因だと思います。我々も生活者支援の立場で年金や先ほど申し上げた制度として活用できるような控除等につきましては、今全力を挙げて周知徹底を図って申請漏れが少なくなるように努力することを申し上げたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） そこで、社会福祉課長にお伺いしたいのですけれども、佐渡市独自で高齢者の今の障害者控除対象者の認定、実施要綱を作成していると思いますけれども、策定し、定めているとしたらば、内部で運用基準、例えば介護保険の認定との関係をどのように基準として置いているのか。例えば要介護1、2の認定者は障害者控除ですよとか、あるいは要介護3、4、5度の方は特別障害者控除ですよという、そういう内部の運用基準は佐渡市の場合はどうにやられているのか、ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 今ほど議員おっしゃったように、要介護度1、2の方は障害者控除、3以上の方が特別障害者控除というふうに私ども内部の方で内規といいたいでしょうか、そういうふうに決めさせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 私の調べたところは、上越市、それと長岡市の方でも佐渡市と同じように決めています。1回目の質問内容と重複しますけれども、社会福祉課長にお伺いしますけれども、介護保険と障害者控除の制度は別制度であるということです。要介護認定の作業は、ゆっくり言いますけれども、作業としてあって、障害者控除の対象者は障害者控除の対象者としてあって、連動していないわけです。別制度であって、何が接点であるかということ、障害者手帳3級から6級に準ずるものという話でありますけれども、この準ずるといのは、要介護認定者の実態として要介護1といのは6級に準ずる中身に入っているということです。障害者手帳6級と要介護1の方と障害の程度を比べた場合、要介護認定1は要介護が必要である。要介護が必要な程度の障害であるわけです。これは、先ほども言いましたけれども、国税庁も認めているわけですから、実態論からすれば6級に準ずるものと言えるわけです。ここから質問をしますけれども、そしてこの国税庁は、実態としては要介護認定者は障害者控除の対象としてほぼ一致して、限りなく近いと認めているわけです。佐渡市の場合は、今課長から答弁ありましたけれども、このような考え方で運用しているのか。あるいは一つ一つ丁寧に見てやっているのか。確認の意味でご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 1件1件の作業は行っておりません。先ほど議員おっしゃったように、障害者手帳の3級から6級までの方が介護保険1、2相当というふうに判断をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） これからこの中身に入っていきますけれども、先ほど窓口へ来て申請をすると言いましたけれども、私は手続といのは、簡単に簡便と言うのですか、する必要が私はあると思うのです。これが今回佐渡市役所が作成された資料をお渡ししましたけれども、障害者控除対象者の認定を交付するための認定書なのです。申請書、そして市役所あるいは各支所の窓口へ行きまして、障害者または特別障害者として認定を受けるために申請する申請書なのです。この申請書の下の方を見ますと、必要に応じて職員である担当者が記入する欄があるのです。これいわゆる聞き取り調査でありまして、対象者が日常生活しているときに、動作状況がどんななのかとか、それから行動面はどうか。この記入するところがあるのです。身辺処理状況では、食事だとか、入浴、具体的状況とか、これいろいろ窓口で職員の方が聞いて書くところがあるのですけれども、これからなのですから、実際やってみるとわかりますけれども、もう既に介護認定を受けている人は、認定書がありますので、私はこの下の申請書の部分は必要でない部分が多いと私は思うのですけれども、どうでしょうか。これはなぜ言っているかということ、手続、簡便ではないのではないかと私は思うのですけれども、課長のご意見を伺います。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 正直申し上げまして、議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、法的に

規則等の関係で、必須になっているのかどうか、今後ちょっと調査しまして、もし必須でなければもっと簡便にすべきだと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） ぜひ調査していただきたいと思います。ちなみに控除額というのは、障害者は27万円、特別障害者については40万円の控除額であります。この手続をスムーズに行うために、手続に簡便にする。そして、先ほども出ましたけれども、周知徹底していただきたいとお話ししているわけですが、それでは周知徹底について、税務課との連絡があると私は考えますけれども、周知徹底をこれからどのように考えているのか。ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 制度の周知徹底につきましては、時期が来ましたら広報紙でまずお知らせをしたい。それから、CNS、情報のテレビ等でも何度か繰り返し放送を流していきたい。それから、各支所と連携をとりながら、遺漏のないようにということで、周知徹底を図っていききたいと、こんなふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 次に、今資料をお渡ししてあるのですが、資料1、ちょっと番号が逆になったのですが、高齢者の所得税法上の取り扱いについてという社会局長通知を見ていただきたいと思うのですが、傍線上の方に引っ張ってあります。これ対象者が申請を受けて交付するという規定はないのです。先ほど窓口申請というのですが、あるのは認定は市町村長、市長は協力の下の方に3番です。上記基準に基づいて交付すると。申請に基づいて交付する規定はないということなのです。ここに当時の先ほど長岡の例を言いましたけれども、長岡市役所のものを私持ってきたのですが、長岡市というのは、確定申告する前に、今は確定申告する前だけでなく、ふだんでもやっているようなのですが、すべての要介護認定者に障害者控除対象者認定書を郵送ですか、対象者に送付している。要するに送っているのです。本人または扶養親族が確定申告する際に、同封の認定書を提示して、認定書も送っているわけです、このまま。障害者控除を受けてくださいと、手続を簡単にして、そういうふうなやり方に周知を徹底しております、簡便、簡単。それは、その書類を見てやるやらないは別なのです、自由です。こういうことを長岡市の手続というのは、本来からいっても道理あるものだと私は思うのです。この高齢者の所得税法上の扱いについて、この趣旨からいっても、道理があることだと私は思います。

そこで、社会局長通知には対象となる高齢者に対する周知徹底、ここに書いてあります。周知徹底、対象となる高齢者に対する周知徹底に遺憾なきよう格段の配慮、これが大事なのです。格段の配慮と書いてあるのです。つまり対象者となる一人ひとりに対して、あなたは障害者の控除が受けられますという周知徹底する義務を負っているわけです。佐渡市のあるいは各支所の窓口へ行って、申請が来たときに出すものだという事は一つも書いていないのです。このことを見るならば、大いにあなたは対象者ですということを佐渡市はやらなければならないと私は思うのですが、課長のお考えをお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 議員おっしゃることもよくわかっておるつもりなのですが、旧両津市の場合でいきますと、今のケースの場合でいくと、大体8ケース前後だったというふうに記憶しており

ます。そうしますと、今度合併して私どもの推計として、恐らく30ケース前後くらいではなかろうかなと推計しております。そうしますと、約3,000名の方にこういった申請書類等を送付した場合、経費はともかくとして、かえって混乱を来さないかなというのが私ども今までの経験的に言いますと、何だ、これどうということなのだ、そういった電話照会とか、いろんな部分でいろいろ混乱をされないかなというふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたように、CNSのテレビ、あるいは民生委員とか、あるいは支所の担当者、それから広報紙、そういったもので繰り返しPRをしていきたい。それで十分とは申しませんが、周知徹底を図っていけるものと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今課長の方から答弁ありましたけれども、これは答弁要らないのですけれども、すべての要介護認定者に先ほどもずっと話してきましたけれども、障害者控除対象者認定書を市長が交付するわけですから、まず要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象となることを周知徹底をしていただきたい。図っていただきたい。そして、できるのであれば手続を簡便にすること、このことを検討するよう要望しておきます。

次いきます。少子対策、子育て支援、これは合併の大きな柱として新市建設計画でも言われていますけれども、児童福祉、あのページに書いてあるのですけれども、女性の社会進出や核家族、就労形態の多様化などに対応した子供を安心して産み育てられる環境づくり（経済支援も含む）が、この経済支援、これが必要だと、これははっきり言っているわけです。したがって、具体的にこれから取り組んでいかなければなりません。一つ先ほど子供の医療費出ましたけれども、せめて、このせめてというのがポイントなのです。小学校入学前まで通院とか、入院も無料化にすると、このことは実は新潟県内助成する市町村は年々ふえています。今佐渡市は通院が4歳未満、入院が5歳未満の助成制度ですが、これは平成13年でございますと、9月1日に両津が実施したことを合併後佐渡市にそのまま引き継いだものであります。制度としては3年前のものでありますので、佐渡市にせつなくなつたのですから、野市長になつたのですから、改善する必要が私はあると思います。年齢を広げることです。そして、制度を大いに活用していただいて、利用していただきたいと私は思うのですけれども、野市長どうでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 就学年齢未満の方々、子供さんについては、医療費の無料化どうかということがあります。先ほどもちょっとお話ししましたが、確かに大切なことだという認識は十分持っています。ちょうど新市になってすぐ、それを契機にというお気持ちもよくわかるのですけれども、こういうふうな非常に厳しい状態でもありまして、先行きの見通しとそれからそれぞれに周辺の状況、これは関係ないわけでありまして、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 最後にだんだん近づいてきますけれども、今佐渡市では次世代育成支援行動計画、これは子育て支援のことですけれども、策定の準備が進められています。佐渡市の行動計画策定の状況というのは、今回はお聞きしませんけれども、先ほど言いました父母からの要望、子供の医療費だとか、それから保育料、学童保育、いろいろ出ました。こういった要素を佐渡市として行動計画に私は入れていく

必要があると思いますけれども、社会福祉課長いかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 中村議員おっしゃるとおり当然のこととっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 最後になりますけれども、本当に前段話しました台風災害、市民の命を守ること、そして被災者の生活とこれは政治の力とか、それから行政の力でできることであって、佐渡市の重大な私事は仕事だと思います。責任があると思います。佐渡市はそのために全力を尽くすことを求めて、以上ですけれども、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） これで中村良夫君の一般質問は終わりました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 5時54分 散会